

総務委員会記録

令和8年6月26日(金)
10時00分～15時30分
全員協議会室

【委員】沖田委員長、柳楽副委員長、

戸津川委員、岡本委員、佐々木委員、西田清久委員、川神委員

【議長・委員外議員】澁谷議長、小川議員

【執行部】江角副市長

(総務部) 山根総務部長、岸本市長公室長、末岡総務課長、本常DX推進課長、
森脇防災安全課長、森下防災安全課危機管理監、小林人事課長、
松山行財政改革推進課長、末田財政課長、湯浅契約管理課長

(地域政策部) 田中地域政策部長、大屋政策企画課長、
永田まちづくり社会教育課長

(消防本部) 赤岸消防長、浦田警防課長

【事務局】森井書記

【議題】

1 請願審査

- (1) 請願第70号 公文書の改ざん禁止及び不正行為に対する厳正な処分の徹底に関する請願について(継続審査)
- (2) 請願第72号 市民に対する法的措置等の発動における客観的妥当性の確保と適正手続きの確立に関する請願について(継続審査)
- (3) 請願第73号 不当要求行為の認定は、客観的事実及び証拠に基づく該当性審査を経て行い、問題がある場合には是正及び再発防止を行うよう求める請願について(継続審査)
- (4) 請願第75号 専門的知見を要する調査・検討業務の委託における分析及び評価の独立性確保を求める請願について(継続審査)
- (5) 請願第76号 市の予算を用いた委託事業における成果品検査の記録及び保存の徹底を求める請願について(継続審査)
- (6) 請願第89号 市政・行財政運営の透明性確保と市民対話の徹底に関する請願について
- (7) 請願第90号 回覧板のデジタル化に関する請願について
- (8) 請願第91号 「不当要求行為認定」の運用実態の調査及び是正等を求める請願について
- (9) 請願第92号 防災体制の実効性向上と避難環境の改善に関する請願について

- (10) 請願第 93 号 生活インフラの安全確保と維持管理の負担軽減に関する請願について（請願事項 1 総務委員会付託分）
 - (11) 請願第 94 号 自己破産した農業用ハウス（TC 浜田跡地）および未活用財産の有効活用に関する請願について（請願事項 2 総務委員会付託分）
 - (12) 請願第 95 号 リハビリテーションカレッジ島根の存続に向けた公的支援を求める請願について
 - (13) 請願第 96 号 高齢者等の移動支援拡充および地域公共交通の利便性向上に関する請願について（請願事項 1, 2 総務委員会付託分）
 - (14) 請願第 97 号 仮称「100 円タクシー」の趣旨を理解し、公的支援（資金ではない）の検討を求める請願について
- 2 議案第 37 号 浜田市行政手続条例の一部を改正する条例について
- 3 議案第 39 号 浜田市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例について
- 4 議案第 41 号 浜田市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について
- 5 議案第 42 号 財産の取得について（消防ポンプ自動車）
- 6 議案第 43 号 財産の取得について（小型動力ポンプ付軽積載車）
- 7 執行部報告事項
- (1) 浜田市における自治体 D X 推進に向けた調査・研究に関する協定書の期間延長について 【D X 推進課】
 - (2) 米軍機低空飛行訓練による騒音状況及び要望活動について 【防災安全課】
 - (3) 浜田海上保安部の機能強化の要望活動について 【防災安全課】
 - (4) 消防団車庫統合について 【警防課】
 - (5) その他
(配布物)
・令和 7 年度統計はまだ 【総務課】
- 8 所管事務調査
- (1) 請願第 68 号「浜田市公文書管理条例の制定及び公文書管理体制の抜本的改善」に関する取組状況について 【総務課】

(2) 指定避難所の設備及び備蓄物資の状況について

【防災安全課】

- 9 地域井戸端会に寄せられた意見等への対応協議について（委員間で協議）
- 10 議会による事務事業評価の進め方について（委員間で協議）
- 11 行政視察について（委員間で協議）
- 12 【取組課題】防災・減災について（委員間で協議）
- 13 その他

【別紙会議録のとおり】

【会議録】

[10 時 00 分 開議]

○沖田委員長

ただいまから総務委員会を開会する。出席委員は 7 名で定足数に達しているので、本日の会議を始める。 それでは、レジュメに沿って進める。

1 請願審査

○沖田委員長

請願 14 件について審査を行う。委員にお願いする。請願の審査に当たっては、執行部への質疑は、あくまで審査の参考とするための現状などの確認にとどめてほしい。 よろしくをお願いする。

(1) 請願第 70 号 公文書の改ざん禁止及び不正行為に対する厳正な処分の徹底に関する請願について（継続審査）

○沖田委員長

それでは、委員から参考のため、執行部に確認したいことがあるか。

(「なし」という声あり)

ないようであるので、質疑を終了する。これについて、紹介議員の森谷議員から発言を求める。

○紹介議員（森谷議員）

これは、一般質問で総務部長が取り組むと言ったので、信じていた気持ちであるが、あと一押しなので、ここで採択していただきたい。

特定の個人のものに限り漏れていることは明らかである。全員協議会でも皆で話し合い、非公開ではあったが周知のことであった。その分が漏れているので、一つだけとは限らない。全体的に見直しをすべきものはするということで、後押しをしていただきたい。お願いする。

○沖田委員長

それでは、次に移る。

(2) 請願第 72 号 市民に対する法的措置等の発動における客観的妥当性の確保と適正手続きの確立に関する請願について（継続審査）

○沖田委員長

それでは、委員から参考のため、執行部に確認したいことはあるか。

(「なし」という声あり)

ないようであるので、紹介議員の森谷議員から発言を求める。

○紹介議員（森谷議員）

私も「弁護士を通してしか話をしない、市役所の職員と直接話をしてはならない」

とされている。事実誤認であるが、関係のない私まで一緒にされて、「市役所の職員と話すな」ということである。

これはもう、暴挙である。こんなことを許してはならないと思うので、ぜひ一つ、背中を押してほしい。

私は普通の市職員と話をすれば、その場に保安員がいるわけであるから、もしひどいことであれば、後は録音録画されて客観的に評価してもらえば良いということである。これはあまりにも無謀である。

さらに、これに関して 24 万とか 100 万とか、それだけの予算が執行されている可能性もある。防災安全課長のところの案件である。よろしくお願いします。

○沖田委員長

次に移る。

(3) 請願第 73 号 不当要求行為の認定は、客観的事実及び証拠に基づく該当性審査を経て行い、問題がある場合には是正及び再発防止を行うよう求める請願について（継続審査）

○沖田委員長

これも継続審査である。それでは、委員から参考のため執行部に確認したいことはあるか。

（ 「なし」という声あり ）

ないようなので、質疑を終了する。

(4) 請願第 75 号 専門的知見を要する調査・検討業務の委託における分析及び評価の独立性確保を求める請願について（継続審査）

○沖田委員長

これも継続審査であるが、委員から参考のために執行部に確認したいことはあるか。

（ 「なし」という声あり ）

ないようであるので、質疑を終了する。

(5) 請願第 76 号 市の予算を用いた委託事業における成果品検査の記録及び保存の徹底を求める請願について（継続審査）

○沖田委員長

これも継続審査であるが、委員から参考のために執行部に確認したいことはあるか。

（ 「なし」という声あり ）

ないようであるので、質疑を終了する。

(6) 請願第 89 号 市政・行財政運営の透明性確保と市民対話の徹底に関する請願

について

○沖田委員長

委員から参考のために執行部に確認したいことはあるか。

(「なし」という声あり)

ないようであるので、紹介議員の森谷議員。

○紹介議員（森谷議員）

前・市長公室長の話であるが、市長直行便は市長公室長が内容を選択して市長に見せるといった運用になっている。また、今回の市長が対話する事業についても、グループ単位でなければならないとされており、仮に個人であったとしても皆の前で発言することを選択できる人でなければ、声が届かない仕組みになっている。

現在、意見を言える手段は、市長直行便程度しか残っていない。

したがって、担当者の判断で勝手に分別することは、市長直行便の意味がないため、そのような不透明な取扱いはやめてほしいということと、グループでなければ声を聞かないという政策にも疑問があるということを言いたい。

この透明化はそもそも必要であるため、背中を押していただきたい。

(7) 請願第 90 号 回覧板のデジタル化に関する請願について

○沖田委員長

委員から参考のために執行部に確認したいことはあるか。

○佐々木委員

一般質問でも少し伺ったが、モデル的あるいは先進的に取り組んでいる町内があると聞いている。その状況について、もう一度教えてほしい。

○まちづくり社会教育課長

モデル的な取組について、全てを把握していないが、地域の方々とやり取りをする中で、このような情報を得ている。

相生 3 町内においては、行政連絡員や町内会長が回覧の写真を撮影し、その画像を回されていると伺っている。また、野原 3 町内においても、町内の回覧板をデジタル化するという事で、町内連絡用のアプリを導入し、住民の皆に周知を図っておられる。こちらの地域においては、デジタルと従来の紙媒体を併用して運用している。

○佐々木委員

相生 3 町内、野原 3 町内ということで、野原 3 町内は紙と併用でやっているということであった。相生 3 町内は完全デジタルか、それとも併用か。

○まちづくり社会教育課長

相生 3 町内も併用である。

○佐々木委員

デジタル化は非常に便利であり、回覧が回った後でも確認ができるので、良いと思うが、そこに至るまでかなり難しいことだと思う。地域の方々のそういった作

業や、併用となると、その分、完全に 2 倍ではないが、紙だけの場合と比べてかなり負担が増えてくると思う。その声を聞かれていれば、どのような声があるか教えてほしい。また、今後デジタル化を推進していくための仕掛けについて教えてほしい。

○まちづくり社会教育課長

負担の声について言えば、やはり回覧がなかなか回らないという声は、補助金の申請などで窓口に来られた際に聞いている。配って回ること自体が大変だということも聞いている。

今後どういう形で進めていくかという点は、県の事業を活用しながら、県とスマートの事業者と協力をしながら、他の地域でどういったことをやっているかという調査もしている。

デジタル化したときに、できるだけ町内会長の負担にならないような形で、今は、町内会長でデジタル化したものをデジタルに変換しているという状況であるが、こちらから発信するもの自体をデジタルに変えてやるのが良いのではないかという話をしている。

ただ、これも町内は今 600 いくつかあるが、全ての町内できるかというところ、なかなか難しいところもある。やはり、町内によっては、世帯数の少ないところとの差もあるので、一律全てというのは難しいと思うが、できるだけ負担のないような仕組みができないか今後検討していきたい。

○佐々木委員

確かにデジタル化が完全にできれば負担も少ないと思うが、やはり紙を使う以上に併用の負担というのは、2 倍にはならないとしても、1.5 倍とか 1.7 倍とかになると思う。完全デジタル化というのは、町内会長のスキルも必要であるし、広報紙以外の、例えば町内で回したい資料などを自力でデジタル化して取り組む必要があったりするので、お世話する方の負担が大変だと思うがどうか。

○まちづくり社会教育課長

確かに言うとおりの、慣れるまでの負担というところもあるが、やはり町内で回される部分の回覧も多数あると思う。市からお願いしている部分もあるし、まちづくりセンターからというものもあると思うので、できるだけ地域の方に負担が掛からないようにしたい。

こちらから発信する部分を、どういった形で負担軽減できるかというところも調査しないといけないし、その負担を軽減するために何かできないかというところも、今後、議員が言われたこともあると思うので、しっかりと検討しながら行う。

市役所の様々な部署から、いろいろな形で町内にお願いする部分があるので、そういった声もどれくらいの量があるか調べながらやっていきたいと考えている。

○沖田委員長

その他、委員から意見はないか。

(「なし」という声あり)

紹介議員。

○紹介議員（森谷議員）

町内で1年前の4月から急に始まったことであるが、その際も同様に、LINEを利用できない人がいるといった話になった。それでは導入を止めようということになったり、LINEを利用できる人だけで行えば良いのではという話になった。

なぜLINEになったかという、そこでの話し合いにおいても、小学校や中学校などの家庭との連絡手段がLINEになっているということであった。したがって、LINEが一番良いのではないかということになった。

4月上旬に総会があったが、4月下旬にはもう案内が配布されていた。写真を撮ったものがグループLINEで「グループに登録してください」と回ってきて、それ以来ずっと同じように運用されている。

したがって、費用が掛かる、あるいはアプリの登録が必要であるといったできない理由を言う前に、LINEでグループを作る人は作ってくださいと言って回覧すれば良い話である。

一番最初は、紙の回覧板にQRコードが付いていた。これでLINEグループに入りたい人は申し出てくださいということであり、登録したら次々と連絡が回ってくるようになった。そのような運用を取り入れながら行い、更に良い方法があれば考えれば良いと思う。

市長もDXと言っているくらいだから、ここで躊躇する必要はないと思うし、学校はLINEで連絡を取っているのだから、利用したくない人は、これまでどおり紙の回覧板を受け取れば良い。

現在は生活様式が多様化しているため、長期で単身赴任や出張などをすると、回覧板を回せなくなってしまう。そのような弊害もなくなるため、一石二鳥であると思う。

○沖田委員長

この際、暫時休憩する。

[10 時 16 分 休憩]

[10 時 21 分 再開]

(8) 請願第91号 「不当要求行為認定」の運用実態の調査及び是正等を求める請願について

○沖田委員長

委員から参考のため、執行部に確認したいことはあるか。

○佐々木委員

前回の審査でも伺ったが、請願者側と執行部側の主張がかみ合わず、解決に至らない状況が続いている。これまでの執行部の説明では、具体的なやり取りの内容は公開できず、あくまで不当要求行為の防止対策要綱に定める回数や時間に基づき、

不当要求行為に対する要望をしたとのことであった。執行部としての見解は、その認識で良いか。

○防災安全課長

要綱に基づき、警告という形で対応したものであり、その認識で良い。

○佐々木委員

執行部からはそのような回答であったが、紹介議員である森谷議員の意見を伺いたい。執行部側は、要綱に該当するため警告等の措置を行ったとし、これはあくまで要望・要請の範囲内の対応であり、重い判断を下したわけではないとしている。この点についてどのように考えるか。

○紹介議員（森谷議員）

不当要求行為の認定自体が事実であれば、その後の対応は問題ない。しかし、要綱に基づく「お願い」や「警告」と称しながら、弁護士を通じて警告書を送付するような措置は、認定そのものが客観的事実に基づいている場合にのみ許されるものである。事実の裏付けがないまま、一方的な報告のみで不当要求行為と認定することは、極めて重大な問題である。

今回の事案においては、認定の根拠となる証拠が示されておらず、担当課長の報告のみに基づいて手続が進められている。請願者は実際のやり取りを記録した録音データを市側に提出しており、市長や副市長も確認しているはずであるが、それでも結論を変更しないという姿勢を示している。これは、組織のシステムとして著しく不合理であり、客観的な証拠なしに不利益な認定を行うことはあってはならない。

また、当市には「浜田市協働のまちづくり推進条例」が制定されており、市民の意見を反映させ、市民が主体となってまちづくりに参画することが定められている。市側は、市民からの質問等に対して誠意をもって、分かりやすく簡潔に説明し、資料等を提供する義務がある。この条例は、合併時に地域の声を反映させるための極めて重要な位置付けにある。

それにもかかわらず、裏でこのような不透明な認定手続が行われ、それをチェックする機能も働いていない現状は、問題であると考ええる。

○沖田委員長

その他、委員から確認しておきたいことはあるか。

○柳楽副委員長

先ほど休憩中に、請願者からも少しお話を伺い、紹介議員からも話を伺ったが、執行部として何をもってこれを判断したのか伺いたい。

○防災安全課長

何をもって判断したかということであるが、まず、録音等については、明示的な強要を示す語句があったかどうかにかかわらず、何回、何時間にわたって対応を余儀なくされたという事実が判定の軸になっており、録音内容等は主たる判断根拠としているものではない。

また、客観的証拠については、情報公開請求において強要があったか分かる文書

が不存在とされた点についてであるが、警告の該当性の判断を 1 枚の文書にまとめたものではないため、発生報告書、複数所属の対応記録、関係職員の報告等を総合的に勘案し、協議、判断したものであり、客観性はあるものと考えている。こうした根拠に基づいて判断をしたということである。

また、この措置自体がおかしいのではないかということであるが、これは行政処分、いわゆる権力を背景に市民に対して義務を課したり、権利を制限したりすることではなく、願いの文書を送ったということである。

そのことの判断については、発生報告の時期から、委員会開催、審議結果の市長報告、そして市長判断という手続を経ており、判断の基礎となった発生報告書や対応記録等は適切に保管され、制度上必要な透明性、検証性が確保されているため、この仕組みや手続については適正であったと考えている。

また、聴聞や弁明の機会がないということに対しても、行政処分を課すのではないお願い文書を発出する手続としてはこれで良かったということ、さらに公平な第三者の関与ということにおいても、不当要求行為等防止対策要綱第 8 条第 3 号に基づき、弁護士に委員会へ参加していただき、公平性、客観性のある意見を伺っているところであるため、この手続においては適正であったと考えている。

仮に権利を制限したり義務を課したりするようなことを行うならば、指摘のとおり条例が必要と思うため、現在、カスタマーハラスメント防止条例の制定に向けて検討しているところである。

○沖田委員長

その他、委員から意見はないか。紹介議員、森谷議員。

○紹介議員（森谷議員）

そもそもこれは何から始まったかというところ、そこが問題であるが、説明をしてくれないところから始まっている。そこで、まちづくり推進条例違反であり、説明してほしいと言ったところ、説明していないのに過去に説明したからしないと言われ、何か言っても、過去にしたからしないということで嘘をつかれ、捏造されているのである。

それで現在のような状況になっており、きっかけを作ったのはスポーツ振興課長で、説明していないことである。

過去に説明したと言われて、誰が説明したかも答えてくれない状態で、何回も電話するしかない。

長いのであれば、前市長公室長のように適切に電話を切れば良いだけであり、それほど問題ではない。

そのところを放置して、その後のことばかり問題にすること自体がおかしい。自分たちが答えていないから何回も聞かれているのであり、何回も聞かれたことを原因とすることは間違っている。

○沖田委員長

その他、委員から質疑はないか。

○柳楽副委員長

この審査をする会議のトップは副市長と伺っているが、副市長はこの件に関してどのように考えているか伺いたい。

○副市長

不当要求行為等防止対策委員会の委員長を務めている副市長として、現在の考え方を述べる。先ほど紹介議員からあった録音データについては私も聞いている。それを踏まえた上で、回答を述べる。

本件の該当性の判断及び警告書の発出については、前副市長が委員長を務めた委員会において行われたものである。私は就任後、発生報告書、複数所属の対応記録、委員会の審議経過及び弁護士の助言内容を改めて私なりに精査し、委員会の判断は適正であることを確認している。本件に関わる市の方針については、新体制に移行した後も変更はない。

改めて警告書を発出した理由を説明する。ポイントは2点あり、まず要綱第2条第2号についてである。これは、職員に対して長時間にわたる一方的な面会又は電話による対応、その他これに類する対応を強要する行為を不当要求行為等と定めている。ここでいう「強要」とは、脅迫や暴力を要件とする刑法上の強要罪のみではなく、外見上は穏当な反復的対応要求であったとしても、事務事業の円滑かつ適正な執行及び職員の安全を妨げる行為も対象としている。

公務員は、市民からの問合せに対応する職務上の立場及び義務があり、民間事業者のように対応を一方的に打ち切ることは容易ではないことは理解いただいていると思う。担当課長の意見書にも、説明が不足しているなどと主張され、電話を切ることが困難な状況が発生しているとの記述がある。終了を告げてもお応答を求め続けられる状況が繰り返されれば、職員にとっては実質的な強要に当たる。本件では、複数の部署において対象期間中に12日間、延べ約14時間30分の対応を余儀なくされたことが対応記録から確認されており、同号に該当すると判断した。

次に、2点目のポイントとして、要綱第2条第4号についてである。これは、職員が説明などの対応を行った事務事業に関し、特段の事情の変更がないにもかかわらず、当該職員に対して自己の意見を殊更に繰り返し主張し、当該事務事業の内容についての意見、見解等に対する回答、その他の対応を執ように要求する行為を不当要求行為等と定めている。

本件では、市が方針を決定した後も特段の事情の変更がないにもかかわらず、特定の職員に対して対象期間中に20回延べ約3時間にわたる繰り返しの対応要求が行われたことが対応記録から確認されており、同号に該当すると判断した。

最後に、請願で指摘されている2点について説明する。

情報公開請求において「強要があったことが分かる文書が不存在」とされている点は、担当課長が説明したように警告の該当性の判断を1枚の文書にまとめたものはないが、発生報告書、複数所属の対応記録、関係職員の報告等を総合的に勘案して、委員会が協議・判断したものである。

また、特定の通話録音に関しては、本件の判断基準は、個々の通話内容における言動の評価ではなく、応答する職員に対して業務上の支障を来すほどの対応要求が反復・累積されたという客観的な事実である。個々の接触における発言が表面上は強要していなくても、職員が事実上対応を断れない状況に反復しておかれていた累積的な事実が確認されており、本件の該当性の判断を左右するものではない。

以上のとおり、要綱に基づく適正な運用を行っており、今後においても、これについては適正に行っていく。

○沖田委員長

その他、委員からないか。

(「なし」という声あり)

ないようであるので、次に移る。

(9) 請願第 92 号 防災体制の実効性向上と避難環境の改善に関する請願について

○沖田委員長

委員から参考のため、執行部に確認したいことはあるか。

(「なし」という声あり)

ないようであるので、質疑を終了する。

(11) 請願第 94 号 自己破産した農業用ハウス（ＴＣ浜田跡地）および未活用財産の有効活用に関する請願について（請願事項 2 総務委員会付託分）

○沖田委員長

委員から参考のため、執行部に確認したいことはあるか。

○佐々木委員

廃校等と書いてある。未活用の施設、すなわち学校跡地の活用というような意味が強いのかと思うが、廃校については、おそらく再配置計画にはない施設であると思う。私の感覚としては、おおむね使用できる学校については、地域の方が活用されたり、民間事業者が入ったりしており、また、先日、確か井野小学校などの古い施設については、少し年数がかかったが解体もされているということで、おおむねそういった活用や解体が推進されているような気がするが、担当課としてはどのような認識であるか。

○行財政改革推進課長

廃校後の活用状況である。先ほど議員から指摘のとおり、廃校となった校舎などについては、おおむねまちづくりセンターなどを中心として、地元を活用いただいている。それ以外で活用ができていない建物としては、旧美又小学校の体育館や、旧久佐小学校の体育館、旧都川小学校の校舎などがある。これらについては、危険な建物とならないように、できるだけ計画的に解体を進めていきたいと考えている。

○沖田委員長

その他、委員から質疑はないか。

(「なし」という声あり)

ないようであるので、次に移る。

(10) 請願第 93 号 生活インフラの安全確保と維持管理の負担軽減に関する請願について（請願事項 1 総務委員会付託分）

○沖田委員長

先ほど請願第 93 号を飛ばしてしまったため、その審議を行う。

委員から参考のため、執行部に確認したいことはあるか。

(「なし」という声あり)

ないようであるので、紹介議員の森谷議員。

○紹介議員（森谷議員）

請願第 92 号、第 93 号、第 94 号は、地域井戸端会において述べられた意見を集計して作成したものであり、私が個人的に提案したものではない。市民全体の切実な要望であり、地域の方々は自分たちの意見を反映させてほしいという強い願望を持っている。

したがって、これらの要望をしっかりと受け止め、対応を検討していただきたい。

○沖田委員長

次に移る。

(12) 請願第 95 号 リハビリテーションカレッジ島根の存続に向けた公的支援を求める請願について

○沖田委員長

委員から参考のため、執行部に確認したいことはあるか。

○川神委員

2点聞く。住民側から大変大切な学校であるという意見が出されている。この問題はこれまでも議論されてきたが、現在、市としてこの学校の存在意義についてどのように捉えているか、見解を伺いたい。

○政策企画課長

リハビリテーションカレッジ島根の存在意義についてである。担当課としても、地域医療の確保、あるいは地域活性化のために非常に重要な施設であり、学校であると考えている。これまでも経営改善に向けた要望等をいただいている。

市としても、毎年約 200 人の学生が生活しており、地域経済や地域の活動等にも大きく関わっていただいている重要な学校であると認識している。

卒業生が地元に着定する割合が低いという課題はあるものの、石見西部圏域において理学療法士等を養成する唯一の教育機関であり、地域医療を支える人材育成の場として、非常に重要な位置付けであると考えている。

○川神委員

公的支援を求める内容となっているが、これまでに市はどの程度の支援を行って

きているのか現状について聞いておきたい。

○政策企画課長

これまでの公的支援の実績であるが、学生の負担を軽減するため、入学金の免除に対する補助や、実習費の助成等を行ってきた。また、経営改善を支援するために無利子の融資や補助金等の交付を行ってきた。

これまで、学生への支援として約 2 億 6,000 万円、経営改善支援として融資や補助金合わせて約 3 億 5,000 万円の支援を行ってきたところである。

今後の追加支援等については、これまでの一般質問でも答弁したとおり、同校において現在進められている経営改善の取組状況や、見直された経営改善計画等の進捗状況をしっかりと把握した上で、支援のあり方について慎重に検討を行っている状況である。

○川神委員

現在は、学校法人側と様々な角度から議論や改善の話し合いが行われているという認識で良いか。

○政策企画課長

学校側からの要望も受けているので、どこまでの支援が可能なのか、また、どのような経営改善策が示されるのかについて協議を行っている。

加えて、学校の支援に関わる金融機関も交えながら、今後の方向性について相談や話し合いを進めている状況である。

○沖田委員長

その他、委員からあるか。

○西田清久委員

私からも少し申し上げたいことがある。これまでの様々な支援については、多岐にわたって行われており、それは十分理解している。浜田市においても重要な学校であるという、その存在意義についても、非常に重く認められていると考えている。

私自身、地元にいる者としても、これまでの議論の内容が、支援の金額やどれだけ支援したかといった、全て数字による費用対効果的な考え方で議論されることが多いが、本当の存在意義というのは、そのような目先のお金だけではない。お金も重要であるが、それ以外にも、住民や市民、遠方の方々はなかなか直接感じられないかもしれないが、地元の住民からすれば大変存在意義が大きく、そこに目に見えない存在意義があると考えている。

したがって、様々な議論をする中で、目先と言うと失礼かもしれないが、やはり金額という数字の費用対効果的なもの以外の、もっと広く大きな関係人口や、様々な定住や移住の対策が多数行われている中で、既に若い方々が毎年数十人入ってきて入れ替わりもあるなど、費用対効果という数字では表せない魅力が非常にあると考えている。そのような考え方について、一言お聞かせいただきたい。

○地域政策部長

一般質問の答弁でも申し上げたが、三隅の地域からも支援を願う声が上がってい

るということを伺っている。

これまで数字以外の部分の支援もしてきたし、数字的な支援も行ってきた。1億円の補助も以前行ったことがあるが、そうしたこれまでの支援自体もやはり数字に表れない部分を評価し、その存在意義を認めて行ってきたものであると考えている。

このような状態になったということで、数字の問題が顕在化してきた。

ここでどうするかということであるが、これまでの活動自体が三隅の地域でも評価されているということなども伺っているため、先ほど課長が申し上げたとおり、現在、学校とも協議をしているところである。

したがって、現在様々な取組をされている。昨年、理事長が代わり、個人的な人脈も生かして、様々な人を巻き込み、学校の教授や顧問に就いてもらったりするなど、様々なことを行っている。

魅力化といった部分を一生懸命行っているため、我々もそうした進捗状況の把握に努め、今後も協議していきたいと考えている。

○沖田委員長

その他あるか。

(「なし」という声あり)

紹介議員の森谷議員。

○紹介議員（森谷議員）

把握が漏れているというか、都合の良いところ取りのような感じがする。

まず、奥出雲に島根リハビリテーション学院があるが、そこでは非常に大切な施設であるということで、簡単に言えば、町が丸抱えして支援を行っている状況である。自動車運転免許の取得費用を助成したり、家賃も実質負担が2万円くらいになるように家賃補助をしたりしている。

ここは、そもそも合併前の施設であった。その前にそこには何があったかという、火力発電所という打ち出の小槌のようなものがあり、それとセットではないが、セットという意味合いもあったと思う。

それが合併になったら、お金が入る発電所は浜田市のもので予算化していく、そしてリハビリテーションカレッジ島根がお金を生まないから、金食い虫であるということで、渋々寄附をしている状況である。

しかし、別の見方をすると、交付税交付金というものがあり、これは約1人に対して8万円交付される。ということで、これまでずっと計算していくと、10億円以上の交付税交付金が入っている。

その中で、先ほど課長が言われたように、2億円や3億円を出しても、損をしているわけではない。その存在がなくなれば10億円がなくなる。3億円は得しても10億円なくなるという、それだけでも既にバランスが取れているのである。

ちなみに、大学であれば更に多くの交付税交付金が、毎年1億円くらい入るかもしれない。

そこで、三隅の人としては、そもそもはセットという感覚があった。しかし、合

併したら良いところ取りで、お金が入るところは浜田市に取られ、お金が出るところは渋々出し、満足にお金を払ってくれないということであるが、そこで地域的に見てみると、アパートに住んでおられるため、そのアパート経営者も潤っている。また、コンビニなどもあるため、アルバイトの人員としても潤っており、助かっている。

その雇用については、卒業生を全て浜田市が吸収するほどの受け皿がないため、浜田市だけでなく石見地方に分散されており、石見地方は非常に助かっている。そのような、町や市といったレベルではないほどの貢献度がある。

そういったことも考慮し、全体的にお金だけで考えてもプラスになっているところであるため、その要求に正当な理由があるのであれば、支援を出してほしいと思う。そもそもストップされた経緯は私も分からないが、推測するに、昨年の3月定例会議で三桜に反対された三隅の議員が2人いた。その後で急に風向きが変わったという印象を持っている。

(13) 請願第96号 「高齢者等の移動支援拡充および地域公共交通の利便性向上に関する請願について（請願事項1、2総務委員会付託分）」

○沖田委員長

委員から参考のため、執行部に確認したいことはあるか。

○佐々木委員

あいのりタクシーも敬老福祉乗車券も、毎回地域井戸端会でも意見が出される。より利便性の向上を求める声が多く寄せられているが、あいのりタクシーの運用制限の見直しについて、現在の利用条件の現状と、1人での利用が可能となっている点について説明をお願いします。

○地域政策部長

一般質問でもあったが、あいのりタクシーについては、2人以上で乗車された場合に自己負担額を除いた経費をまちづくり委員会に助成する仕組みとなっている。1人での利用についても、補助率は下がるが利用できるルールとなっている。

○佐々木委員

1名の場合は分かるが、その前の運用制限を見直してほしいという内容である。当初は買い物や病院に行くような内容であったと思うが、現在はいろいろなコミュニティ活動などへと趣旨が広がっていると思うので、その確認である。

○地域政策部長

答弁でも紹介したが、小川議員からの一般質問であったと思う。他の地域の方が乗れないのではないかとということもあったが、実際は他の地域の保育園からイベントに園児を呼ぶような使い方をされるなど、これまでもそうした点について特に制限をしているものではない。

今、用途の話もあったが、通院や買い物などに限ったものでもない。ただ、多く使われているのは、やはり通院のコースを組んだり、買い物コースを定期的に走ら

せたりしたいというのが実態である。

○沖田委員長

その他、ないか。

(「なし」という声あり)

(14) 請願第 97 号 仮称『100 円タクシー』の趣旨を理解し、公的支援（資金ではない）の検討を求める請願について

○沖田委員長

委員から参考のため、執行部に確認したいことはあるか。

○佐々木委員

これも一般質問で出ており、執行部からは、住民にとって非常に利便性が高いものであるという認識であると思う。しかし、様々な規制があるなど、この制度への支援については慎重に考えるということで、いろいろなハードルがあるのだと思う。市として取り組むのであれば、どのようなハードルがあるのかという点を確認したい。

○地域政策部長

一般質問の中では、健康福祉部長から答弁している。実費のみの 100 円タクシーとして実施される限りは、法律等に抵触することはない。ボランティアのサービスということで、免許を持たない高齢者の利用にとっては非常にありがたいことであると思っている。

実際に行政として行うとなると、健康福祉部長も答弁しているとおり、既存の路線バスやタクシーの利用との兼ね合いや、事故への対応などの課題もある。請願書にも記載があるが、いろいろなルールづくりが必要であると考えている。

○佐々木委員

いろいろとハードルがあり、これまでのところではなかなか難しいといった話であったが、可能性として、今後そのようなルールづくりができる可能性があるのかどうか、実証化に向けた感覚を伺いたい。

○地域政策部長

現時点では、民間のタクシーもある中で、行政がそうしたサービスを先導して行うことは、なかなかハードルが高いと考える。

○沖田委員長

その他、委員から質疑等はないか。

(「なし」という声あり)

それでは、紹介議員の森谷議員。

○紹介議員（森谷議員）

今の部長の話も併せて説明したいと思うが、そもそも川があって、橋ができることによって、渡し船の人は困るというようなことと同じであると思う。

やはり市民の便益を一番重要視すべきであり、自治体の大目標は市民の福祉の増

進、福祉のサービスである。業者が繁栄するということは掲げられていない。業者は自由競争であるから、経済状況に常に対応していくだけの話である。そのようなことを言い始めると、バイパスを通すのも全て考えていかなければならなくなる。

100円タクシーというのはどこが福祉でどこが総務の所管か分からないので、取りあえず申し上げるが、システムを市に考えてくれというようなことではなく、ハードルがあるのなら越えていくだけの話である。障害は何のためにあるかというと、乗り越えるためにあるのである。隣の人が隣の高齢者を乗せていってあげるということと同じように考えている。ただ、浜田市がこれを宣伝するのを嫌がり過ぎているため、広まっていかないのである。隣の人を乗せるのに、運転は大丈夫か、保険には入っているのかななどと言わないであろう。

したがって、もしこういうことをするのであれば、保険の確認や免許の確認程度で良いのではないかと考えている。バスやタクシーがどうなるかというのであれば、冷たいようであるが、勝手になれば良いということである。それに対応して住民を助けるのが市の目的であり、敬老乗車券などを利用しているタクシー業者などは、既に大きなメリットを得ているわけである。得られているのであるから、得られなくなっても別に問題はないと考えなければならない。事業を縮小するだけであるから、そのように考えていただきたい。

○沖田委員長

それでは質疑を終了する。請願の審査は以上だが、請願の採決については、6月18日に開催した本委員会において、議案の採決のあとに行うことに決定したので、後ほど行う。

以上で議題1を終了する。

暫時休憩とする。

[11 時 05 分 休憩]

[11 時 15 分 再開]

2 議案第37号 浜田市行政手続条例の一部を改正する条例について

○沖田委員長

執行部から補足説明はあるか。

(「なし」という声あり)

ないようであるので、質疑を行う。委員から質疑はあるか。

○岡本委員

今回の改正に関連して、現在、市役所の前に公報の掲示板が設置されているが、最近各支所にあったものを統合し、1か所になったことがこの条例に関わってくるのか。

今回の改正により、市役所の前にある従来の掲示場への1か所の掲示は継続されるのか尋ねる。

○総務課長

今回の改正によっても、市役所の前にある従来の掲示場への 1 か所の掲示は継続するし、インターネットへの掲示も行う。

○岡本委員

次に、この文言の中に聴聞や弁明とあるが、この意味合いについて尋ねる。

○総務課長

聴聞や弁明の機会の付与についての説明である。これらは、法令に基づき不利益処分を行う前に相手方や関係者に対して意見を聞く機会を付与するものである。

聴聞は、許認可の取消しなど、相手方の権利を完全に奪うような重大な処分を行う前に行うものである。

弁明の機会の付与については、業務の停止や改善を求める命令といった、権利を完全に奪わないものの一定の制限を課す処分を行う前に行うものである。

○岡本委員

この改正によって、事務の効率化ができるか。効率化をしようという動きに反しているのではないかと思うが、このことについて尋ねる。

○総務課長

今回の改正では、インターネットの掲示という手続が増えたため、事務の効率化に直接つながるものではないが、デジタル庁が進めるデジタル化の一環として、行政手続条例に関連する行政手続法において改正が行われ、それに基づいて今回条例も改正するものである。

○戸津川委員

インターネット等を今後、公示の媒体にしていくということであるが、浜田市としていつ頃からそれを行っていくのか。

○総務課長

現在も浜田市の市役所前に置いている。

掲示場を 1 か所にした際に、複数あったものを 1 か所にすることで市民サービスが低下してはならないため、インターネットへの掲示も行っている。

ただし、市役所前の掲示場に掲示することは、市役所が行う法的なものに効力を持たせるために行うものであり、単なる周知や広報にとどまらず、もう一歩進んだ効力の発生といった意味合いがあるため、その点について理解いただきたい。

○戸津川委員

現在、アナログ式の掲示場を 1 か所置いているが、例えばケーブルテレビや、他にデジタルの掲示板などが設置されるような場合があった際に、そういった所への掲示等もされていくのかどうか伺いたい。

○総務課長

先ほども少し説明したが、市役所の前にある掲示場は、浜田市公告式条例に基づいて設置している。

掲示場に、例えば条例や要綱などを掲示することによって、効力を発生させると

いう効果を持たせるために行っているものである。

それとは別に、それぞれの担当課が、例えばケーブルテレビやホームページ、紙媒体の広報など、様々な媒体を使って浜田市の施策を紹介するようにしているため、そういったところで担保はできていると考えている。

あわせて、繰り返しになるが、掲示場と同じものを浜田市のホームページでも掲示しているため、インターネット上で市民に見ていただくことは可能である。

○沖田委員長

その他、委員から質疑はないか。

(「なし」という声あり)

ないようであるので、次に移る。

3 議案第 39 号 浜田市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例について

○沖田委員長

執行部から補足説明はあるか。

(「なし」という声あり)

ないようであるので、質疑を行う。委員から質疑はあるか。

○川神委員

基本的なところで教えてほしい。特殊勤務手当の種類はどの程度あり、その内容はどのようなものか。

○人事課長

当市の特殊勤務手当については、日額であったり回数であったりするが、令和 6 年度時点で執行の実績があるものについては、11 業務ほどある。11 の手当で支給実績がある。

○川神委員

全部とは言わないが、主な項目について教えてほしい。

○人事課長

主なものについては、金額の多いもので言えば、例えば消防の緊急出動手当がある。

また、医師手当がある。近年新設した手当で言えば、鳥獣等対応業務従事手当として熊の捕獲等に対応する手当と、今回提案している災害応急作業等従事手当がある。

○岡本委員

このたびの改正を、人事院規則の改正を踏まえたものと認識するが、改正に至った経緯について説明をお願いする。

○人事課長

今回の改正については、国の改正を参考に、準じて行ったものである。

国においては、この手当の対象となる作業について、相当高い肉体的・精神的苦

痛を伴う作業と認定している。

近年の災害の激甚化、頻発化を踏まえ、また、その他社会情勢等の諸般を考慮して、今回改定に至ったものと考えている。

○岡本委員

近年、浜田市において災害応急作業等従事手当の対象となった事例はどの程度あるのか。

○人事課長

この手当は、近年当市で起こった災害で適用された実績はなく、支給対象となった事例としては、令和 6 年能登半島地震への職員派遣をした際の手当支給のみとなっている。

この手当自体が、異常な自然災害に従事した場合を対象としており、この異常な自然災害というのが、例えば災害救助法の適用があったかどうかなどを参考として、対象業務を判断することになっている。そのため、近年当市では対象となった事例はない。

また、どういった業務が対象になるかと言えば、例えば能登半島地震への職員派遣をした際の業務としては、住家の被害認定調査、被災者の健康相談、被災家屋の公費解体申請受付、こうした業務が対象となった。

○岡本委員

災害対応は危険を伴う業務であるが、手当の支給だけでなく、職員の安全管理や健康管理について、その他にどのような対策を講じているか。

○人事課長

大規模災害時には、どうしても職員の業務、初期の勤務が過酷となるが、その中においても、従事者の安全確保が前提となる。例えば、昼夜連続勤務とならないような配慮をする勤務シフトを組むなどの職員の健康管理にも注意しながら対応することとしている。

○岡本委員

概要の 4 点目に「その他市長が認める作業等」という記載があるが、具体的にはどのようなものか尋ねる。

○人事課長

「その他市長が認める作業等」というのは、巡回監視や災害状況調査、遭難救助に類する業務として規定されているが、これらに類する作業を想定している。

現行としては、例えば、先ほど説明したものも含めてであるが、避難所の運営や罹災証明に係る家屋調査、こうしたものが該当すると考えている。

また、大規模災害が発生した際の業務は、様々な業務対応を想定しているが、現行想定していないような業務についても、作業に従事したら対象となり得ると考えている。

○戸津川委員

ここに大規模災害という記載があるが、これまで浜田市において水害があったり、

それによって災害復旧に関わってもらったりしているが、浜田市における水害等も該当するのか。能登半島地震などは広範囲で大きな災害になるので、具体的に浜田市で想定されるのは水害等かと思うが、そうした災害にも該当するのか。

○人事課長

ご指摘のとおり、地震のみならず、例えば暴風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波など、そうした自然災害で異常と言われるほど大規模な災害については対象となると考えている。

○沖田委員長

その他、委員から質疑はないか。

(「なし」という声あり)

ないようであるので、次に移る。

4 議案第 41 号 浜田市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について

○沖田委員長

執行部から補足説明はあるか。

(「なし」という声あり)

ないようであるので、質疑を行う。委員から質疑はあるか。

○岡本委員

今回の改正は、国の政令改正に伴うものであると認識しているが、葬祭補償額が引き上げられた背景について尋ねる。

○警防課長

今回の改正は、国家公務員災害補償法に基づく人事院規則、職員の災害補償において葬祭補償の額が改定されたことを受けたものである。

これに準拠し、最近の社会経済情勢に鑑み、非常勤消防団員等が公務等により死亡した場合の損害補償について、葬祭補償の額を適正なものに改めることを目的に改正されたものである。

○岡本委員

過去に、この条例に基づく適用事例はあるか。

○警防課長

当市においては、これまでない。

○岡本委員

消防団員は本業を持ちながら地域防災を支えるという立場については分かっているが、公務災害補償制度については、団員本人若しくは家族にどのように周知されているか。

○警防課長

定期的開催されている幹部会議等の席で、消防団員には周知をしている。

また、入団の際には、福祉共済等の補償の保険、また、毎年危険予知訓練などの

訓練を開催し、そうした場面で周知している。

○岡本委員

最近、消防団員の確保が課題となっていると思う。このような補償制度の充実が団員の安心感や加入促進につながるのか、このことについての考え方を尋ねる。

○警防課長

消防団員が公務上死亡された場合を想定しているところ、そうした事態が起こらないことが最善であるが、入団後の現場での活動における安心感、また、消防団員の加入促進につながると考えている。

○岡本委員

葬祭補償以外の公務災害補償制度について、当市として十分な補償内容であるという認識について尋ねる。

○警防課長

このたび、消防団員として 20 年以上勤務した方と、同様に消防職員として 20 年以上勤務した方を比較して金額を計算した。

消防職員が 20 年勤務し、公務上で死亡した場合、これに関する金額は約 1,150 万円となる。

消防団員の場合は、今回の改正があった葬祭補償の金額、遺族補償金、一時金を合わせると、1,237 万円になる。

それに加え、消防団への入団の際に、福祉共済などに加入していただく。この死亡の弔慰金として 2,300 万円が支給される。

そうすると、浜田市として十分な補償内容であると考えている。

○戸津川委員

葬祭補償について、今回 31 万 5,000 円が 33 万円になるということであるが、実際に葬祭を行った場合にどれくらいの費用がかかり、この 33 万円の補償が当市において相場として見合っているのか尋ねる。

○警防課長

通常の葬儀の相場は把握していないが、今回の改正により 33 万円となることで、補償基礎額として計算した場合に、例えば 20 年勤務された団員の場合、約 70 万円の葬祭費用が支給される。一般の葬儀費用と比較する資料は持ち合わせていない。

○沖田委員長

その他、委員から質疑はないか。

(「なし」という声あり)

ないようであるので、次に移る。

5 議案第 42 号 財産の取得について（消防ポンプ自動車）

○沖田委員長

執行部から補足説明はあるか。

(「なし」という声あり)

ないようであるので、質疑を行う。委員から質疑はあるか。

○岡本委員

今回の車両は、操作性や安全性の面、団員の負担軽減につながる工夫はなされているか。

○警防課長

今回導入する車両は、これまでマニュアルミッションとしていたものをオートマチックミッションに変更している。

また、ホースを10本程度積載するホースカーを電動のものとしている。

別の観点から、赤色灯について、昨年辺りから聴覚障がいのある方には、緊急走行と通常の走行の区別が付きにくいという意見があり、今回導入する車両に関しては、通常の警戒等で走る場合の赤色灯はゆっくりと点滅し、緊急走行の際にはこれまでのように速く点滅するものを導入する予定である。

○岡本委員

この指名競争入札について尋ねるが、何者を指名し、何者から応札があったか。

○契約管理課長

今回の指名においては14者を指名し、応札については4者となっている。

○岡本委員

消防車両の調達において、競争性は十分確保されていると考えているか。

○契約管理課長

地方自治法に基づき、入札の趣旨からいうと、公正性と透明性を確保し、信頼を高めること、また、競争を促進することにより価格の妥当性を担保し、コスト削減を図ることとなっている。

今回の入札に関しては、有資格者名簿の消防車両に登録があり、島根県内に本社又は営業所がある者を指名している。

県内まで広げた理由としては、特殊車両であるため、地域要件を県内まで広げたものであり、過去の事例も参考としている。

○岡本委員

車両導入後の維持管理費や点検費用は、従来の車両と比較してどのように見込んでいるか。

○警防課長

従来の車両と比較して変更はないが、6か月、12か月の法定点検、車検のほか、バッテリーを4年ごと、タイヤ交換を5年ごとに行うなど、更新計画を立てて進めていく。

○岡本委員

燃費性能や維持費について、ライフサイクルコストの観点から検討が行われたか。

○警防課長

マニュアルミッションからオートマチックに変更することで、これまで多かったクラッチの故障が軽減され、修繕費の削減につながると考えている。そうした点も

含めて検討してきた。

○岡本委員

今後の更新計画について、状況を尋ねる。

○警防課長

今後の更新については、消防車は 20 年、救急車に関しては 12 年をめどに更新計画を立てている。

また、車両の価格が最近高騰しているので、全体の予算を考慮し、平準化できるように考えながら更新していく。

○戸津川委員

この車両及びポンプ車両の取得に当たり、補助事業など、国からの財政的な支援はあるのか。

○警防課長

緊急消防援助隊に登録する車両に関しては、国からの補助金を受けて購入している。

○戸津川委員

どれくらいの補助があるのか。

○警防課長

3 分の 1 である。

○佐々木委員

消防車両の更新は 20 年ということであったが、今回更新する車両は、20 年前の車両を更新するために買い替えるということか。

○警防課長

今使用している車両が 20 年経過するため更新するものである。

○佐々木委員

先ほど性能の変更についても説明があったが、今回約 7,100 万円とのことである。車両価格は 20 年前と比べてどれくらい高騰しているのか。

○警防課長

平成 27 年に消防車を購入した際の価格は約 4,360 万円、平成 28 年の車両は約 4,340 万円、平成 29 年の車両は約 5,100 万円となっている。

20 年前の同一車両は約 2,500 万円で購入している。

○柳楽副委員長

処分をするときに費用が掛かると思うが、それについて尋ねる。

○警防課長

限られた公有財産を有効に活用することは重要であると認識しているが、今回の消防車両の更新においては、あらかじめ仕様書の中で、不要となる旧車両の適切な解体及び廃棄処分を条件として盛り込んでいる。

このように使用を定めた理由としては、当該車両が長年の運用により老朽化、損傷が著しく、再利用や鉄としての売却価値が極めて低いと判断したため、新車購入

の価格の中にその廃棄処分も含めた仕様としている。

その他、委員からないか。

(「なし」という声あり)

6 議案第 43 号 財産の取得について（小型動力ポンプ付軽積載車）

○沖田委員長

執行部から補足説明はあるか。

(「なし」という声あり)

ないようであるので、質疑を行う。委員から質疑はあるか。

○岡本委員

前回導入した車両と比較して、どの程度価格が上昇しているか。

○警防課長

昨年と同様の車両を導入しているが、昨年と比べて 1 台当たり約 9 万円上昇している。

○岡本委員

この 9 万円の差額というのは何によるものか。

○警防課長

今回の車両は、昨年と比較して資機材の装備等の変更はないため、積載する装備品の価格高騰によるものと推察される。

○岡本委員

従来の積載車両と比較して、機能向上が図られているか。

○警防課長

機能の向上に関しては、装備品に変更はないが、装備品の配置等を考慮し、消防団員が怪我をすることなく安全に使用できる配備としている。

○岡本委員

消防団員の負担軽減は重要であると考えるが、今回の車両も操作性や安全性の向上について配慮した仕様になっているか。

○警防課長

軽積載車に積載する小型動力ポンプは、かなり重量がある。これを人力で降ろすには大きな労力がかかるが、導入する車両に関しては、油圧リフトを使用して昇降できる装備を設けている。

○岡本委員

今回配備される予定の場所はどこか。

○警防課長

旭町の今市分団 1 班・2 班に配備する。

○岡本委員

今市ということであったが、選定理由を尋ねる。

○警防課長

消防団の車両に関しては、購入後 25 年を経過したものを更新することとしており、今回の今市分団 1 班・2 班の車両も 25 年を経過しているため更新するものである。

○岡本委員

指名競争入札について、何者を指名し、何者から応札があったか。

○契約管理課長

14 者を指名し、4 者が応札している。

○沖田委員長

進行を交代して質問する。

○柳楽副委員長

進行を交代する。

○沖田委員長

この 2 台の車両について、更新前の車両の走行距離を教えてほしい。

○警防課長

今市分団 1 班の車両は 8,574 キロメートル、今市分団 2 班の車両は 1 万 2,024 キロメートルとなっている。

○沖田委員長

常識的に考えたときに 8,574 キロメートルという走行距離で車を買替えるということは、普通あり得ないのではないか。

車両は年数が経てば当然老朽化してくるということは分かるが、一般論としてまだ使えるのではないかという見方もあると思う。どのような考えで車両を更新したのか。

○警防課長

走行距離は確かに少ないが、25 年経過した車両を考えると、ブレーキやサスペンションなどが老朽化しており、安全性を担保することが困難である。そのため、消防車両は 20 年、消防団の車両は 25 年という更新計画に沿って進めている。

○沖田委員長

25 年間でそれだけの距離しか出動しなかったという見方もできる。団員の安全を第一に考えるのは当然であるが、走行距離の極めて少ない車両の更新について、今後の消防団の再配置や車両配置の最適化についても検討すべきではないかと考えるがいかがか。

○警防課長

消防としても、消防団の統廃合に向けて検討しているところである。

ただ、これに関しては、消防団や地域の方の意見を基に考えているところである。

統合の際には、車両の配置替えや更新が生じるが、走行距離が長く、年数が経っていたとしても、車両を比較し、まだ使える車両があればそちらに配置替えをするなど、現在計画しているところである。

廃車になる車両についても、車検等を考慮しながら消防本部で現在も使用している車両もあるため、そういったことも含めて、今後も計画していく。

○柳楽副委員長

進行を戻す。

○沖田委員長

その他、質疑はないか。

(「なし」という声あり)

ないようであるので、暫時休憩とする。

[11 時 54 分 休憩]

[12 時 59 分 再開]

○沖田委員長

委員会を再開する。会議の冒頭、警防課長から発言の申し出があるので、これを許可する。

○警防課長

議案第 42 号で質問いただいた消防車購入の際の補助金、補助率について訂正がある。

補助金の正式名称は、緊急消防援助隊設備整備費補助金である。補助率は3分の1と説明したが、基準額の2分の1である。

また、今回購入の車両は補助金を受けての購入ではなく、一般財源での購入となるため、訂正する。

7 執行部報告事項

○沖田委員長

執行部から提出に至った背景やポイントなどを説明してもらい、その後、委員から質疑を行う。説明、質疑、答弁については簡潔明瞭にお願いします。

(1) 浜田市における自治体DX推進に向けた調査研究に関する協定書の期間延長について

○沖田委員長

説明をお願いします。

○DX推進課長

現在、当市においては、公共施設予約システムに関し、東京都のテラテクノロジー株式会社と連携協定を締結し、システムの共同開発を進めている。

この連携協定について、1番、期間の延長ということで、変更前は7年8月から1年後の8年8月31日までとしていた協定期間を1か月延長するという変更をしている。

2番、延長理由であるが、十分な運用評価期間を確保するためとしている。

3番以降で、当初の協定の概要として、相手方企業や連携協定の内容について補足

の説明をしている。

○川神委員

1か月の延長で、運用評価期間として十分であるのか。

○DX推進課長

今回1か月と言うのが現在の予定であるが、8月くらいから実際にシステムの受入れテストを開始し、約1か月間、ロールプレイングのような形で、まだ市民にはオープンにしない形で、テストを繰り返していく予定としている。

その後、9月から連携協定の終わる9月末までの間に、市民も少し触っていただけるような環境を用意し、テストする予定であり、約2か月間、こうしたテストの期間を設けているため、十分な評価検証期間がとれるものと考えている。

○川神委員

スマートロックシステム等の導入により、公共施設の予約において住民の利便性が向上すると考えるが、長沢サブセンター等の今後の具体的な運用開始スケジュールを教えてほしい。

○行財政改革推進課長

システムの本格稼働については行財政改革推進課が担当しているため、私から説明する。

まず、先ほど議員が言われた長沢サブセンターについては、現在6月22日から、スマートロックのみであるが運用を開始しているところである。

この後、もう1か所、新小学校について7月上旬頃から、こちらもスマートロックのみでの運用を開始する予定としている。

先ほどDX推進課長が申し上げたとおり、予約システムについては8月頃から順次テストを進めていくということであるが、それ以外の施設については、予算委員会のときは9月ぐらいから順次という話をしていたところ、今回期間が1か月延長となったため、10月以降準備ができた施設から順次導入を進めていきたいと考えている。

○川神委員

それ以降、運用の中で、例えば課題が発生するとか、システム上の不具合や問題が仮にあったときに、どのようなところで修正協議をして進めていくのか、その推進体制はどのようなになっているのか教えていただきたい。

○行財政改革推進課長

基本的には、課題については今回のプレテスト、その運用評価期間で可能な限り解決しておきたいと考えている。

それ以降も何か課題のようなものがあれば、その点についてテラテクノロジーなどと協調しながらどのような対応ができるかということは随時検討しながら進めていきたいと考えている。

○柳楽副委員長

1か月延長されるということであるが、執行部として、このDX推進に向けた調査

研究は、考えていたところはこれで一応できるという目安なのか。

○DX推進課長

こちらの用途のとおりできると考えている。具体的には今回その延長の理由にも少し関わっているが、テラテクノロジーと開発の協議を、毎月定例会を開催して繰り返している。

その中で、細かい話にはなるが、窓口の申請者とシステムの申請者とでうまく公平性が保たれるような機能や、自治体によって運用が様々であるが、そうした際にも職員の権限を細かく設定していく機能などをこちらから要望し、現在テラテクノロジーが標準の機能として実装するように準備を進めている。この1か月の延長も含めて、標準機能が少し良くなった状態で導入できるのではないかと考えている。

○沖田委員長

その他、委員から質疑はないか。

(「なし」という声あり)

ないようであるので、次に移る。

(2) 米軍機低空飛行訓練による騒音状況及び要望活動について

○沖田委員長

説明をお願いします。

○防災安全課長

島根県西部の3市2町で構成する米軍機騒音対策協議会が島根県知事とともに、14回目の要望活動を行ったので報告する。

1点目に、要望内容については、対策協議会の騒音測定の結果や被害の具体的な事例を示しながら、極端な低空飛行の中止、配慮を要請している行事や式典の日及び休日夜間の飛行中止、国による実態把握と米国側への伝達、学校の防音対策など、実態に即した住民負担の軽減に必要な措置を講ずるよう強く要望した。

2点目に、要望活動の状況であるが、防衛省に対しては、令和8年6月3日に防衛大臣政務官の吉田真次氏に対し、丸山県知事と協議会会長である三浦浜田市長ほか2市2町の協議会委員で要望を行った。

次に、外務省に対しては同日、日米地位協定室長の高尾直氏に対して、また、地元選出国會議員に対して同様の要望を行った。

3点目に、各市町の騒音状況について、米軍機騒音対策協議会の騒音（70 デシベル以上）測定回数年別推移を参照されたい。

表の棒グラフは、対策協議会の各市町で70 デシベル以上の騒音が測定された回数の合計を記載している。その下の表に各市町の測定回数を掲載するとともに、過去最高値を赤い枠で示している。

棒グラフを参照されたい。令和7年は2,026回と、平成25年の測定開始以降最も多い令和6年の2,090回、令和8年の2,076回に次ぐ3番目の多さとなっている。

令和 7 年以降、高止まりの状態が続いている。要望活動でも騒音被害の状況として説明したところである。

次に、浜田市内における県・市設置の騒音（70 デシベル以上）測定回数年別推移を参照されたい。これは対策協議会としての測定回数のうち、浜田市分の内訳となる。騒音測定は、旭、金城、弥栄のそれぞれの支所に設置した測定器で行っている。

次に、浜田市内における国設置の騒音（70 デシベル以上）測定回数年別推移を参照されたい。この表は、国が旭社会復帰促進センターのビジターセンターに設置している騒音測定器の測定回数の表である。令和 7 年には 1,370 回と過去最高値を更新している。

○沖田委員長

委員から質疑はあるか。

○佐々木委員

今回 14 回目の要望ということで、おそらく 14 年続いているのだと思うが、近年高止まりしており、今年度は少し数字がまだ低いようであるが、これは非常に大きな問題であり、小さな子どもたちの精神面や人格形成にも非常に大きな影響を与える大変大きな問題であると思っている。

これまで協議会等で要望を重ねているが、おそらく一方通行であり、対応策や今後の取組などについて、相手からの回答がなされていないのではないかと思います。相手が大き過ぎるため対応自体が難しいのは当然分かっているが、もう少し真剣に対応策を考えていただくようお願いしたい。

同じ要望を続けるにしても、ぜひそうした段階にステップアップしていただきたいと思うが、要望に対する相手からの回答があるのかどうか、この 14 年間の雰囲気の違いなどがあれば伺いたい。

○防災安全課長

要望については、議員が言われるように、次の段階へと対応が大きく変わりそうだという雰囲気は残念ながらなかった。

ただ、国会議員からも指導や助言を受けているところであるが、やはり続けていくということも一つ大切なことであり、その辺りは皆と相談しながら、より効果的な方法があれば検討していきたいと考えているが、当面はこのように要望していくことが大切であると考えている。

○佐々木委員

関係省庁も含め、地元選出の国会議員にも複数名要望されている。先ほど助言もあったということであるが、要望を続けることが大事であるというような助言だけなのか。それとも国会議員として、もう少しこのようなことを行うとか、取り組むとか、そういった反応があるのかないのか、分かれば伺いたい。

○防災安全課長

その点については、もう少し国会でも言っていくというような答えは聞いているが、何がどうなったという具体的な結果については、まだ認識できていないところ

である。

○佐々木委員

立場が上の方に様々な要求やお願いをするのは非常に難しいやり取りであるというのはよく分かるが、そのために選出されている国会議員であるため、そういった難しいことを地元選出の議員としてしっかり受け止めていただくという点も含め、今後はぜひ強い要望を進めていただきたい。

私も偉そうにここで言うだけではない。過去には、参議院会館に出向いて、当時の政務官をはじめ、外務省や防衛省の方数名に来ていただき、これは当然所管の国会議員の世話で行ってもらったのであるが、その際にもいろいろな国会議員から反応をもらったり、直接政務官から答えをもらった。それが実現できるかどうかは別として、本当に単なる要望に終わらせず、次につながるような要望をぜひ行っていただきたいと思うが、最後にそれだけ伺いたい。

○防災安全課長

議員が言われるとおり、防衛力強化と住民対策はセットで進めるべきであるという気持ちは共有できていると思う。

あとは、どのように効果が出るような要望につなげていくかということである。その辺りについてはまた検討を進めながら、当面は要望活動を継続するということで進めていきたいと考えている。

○総務部長

少しだけ補足する。中央省庁に対する要望は、先ほど担当課長が申し上げたとおりであるが、今年度4月の初めに、旭中学校の入学式で音がしたということがあった。

今年度、そういった報告を市長まで上げた際に、市長から、そういった案件一つひとつに対して直ちにそのようなことがあったということを中国四国防衛局などの関係部署に伝えるべきではないかという指示が市長から直接あった。

そのため、そういった一つひとつの案件に対しても、具体的にこのようなことがあり、子どもたちが怖い思いをしたとか、式典の雰囲気が壊されたとか、そういったリアルな状況をその都度伝えていくということで、今年度から新しい地道な活動にはなるが、防衛局に伝えるということを始めることにした。

先般、防衛局が来たときも、今後もうこういった特に要配慮日のことであったものについては、その都度こちらから事実が起きたということを伝えさせていただきたいと話をしたところ、ぜひそういうのは伝えてほしい、1件1件について米軍にも届けたいという言葉をいただいたため、追加で今年度からもう一段少し強化した取組を始めているということで補足する。

○沖田委員長

その他、委員から質疑はないか。

(「なし」という声あり)

ないようであるので、次に移る。

(3) 浜田海上保安部の機能強化の要望活動について

○沖田委員長

説明をお願いします。

○防災安全課長

これは浜田港利用促進の一環として今回で 4 回目となる要望活動を行ったので、報告する。

1 点目に、要望内容については、浜田港は国指定の重要港湾であり、日本海側の拠点港として地域経済、物流を支える重要な役割を担っている。現在、浜田海上保安部には巡視船 3 隻と 72 名の人員が配置されているが、浜田港の一層の利用促進と日本海側の海の安全・安心を確固たるものにするため、巡視船の増強や追加配備、それに伴う人員の強化についてぜひとも検討いただくようお願いする内容の要望を行っている。

2 点目に、要望活動の状況については、令和 8 年 6 月 9 日に海上保安庁で警備救難部長の山戸義勝氏に対し、三浦浜田市長から要望書を手渡し、巡視船や人員の増強を要望したところである。

また、地元選出国會議員に対しても、同日に要望活動を行った。

○沖田委員長

委員から質疑はあるか。

○川神委員

巡視船等の増強以外に何があるかということで、人員の問題など少し説明があったが、それ以外に、特に機能強化に関してこちらから要望したことがあるのか伺う。

○防災安全課長

例えば、巡視船が大型化すれば、それに伴い職員が増え、地域経済に対しても良い影響があるため、そうしたことも考えているという説明を行った。

それから、浜田港の有効活用と港湾整備についても進めているため、海上保安部においても、船の増強や人員配置についてお願いするということである。

川神委員もよく知っているように、浜田港の利用促進ということで、海上自衛隊艦艇の補給基地の要望活動も行っている。同じような意味合いで、浜田港の利用促進のためにもお願いすることで行っているところである。

○川神委員

4 回目の要望活動ということであるが、向こうからの回答として、このことに関する今後の展望や現状についてどのような話が出ているか。この 4 回を通じて何らかの変化があるのかどうか伺いたい。

○防災安全課長

この 4 回を通じての変化ということだと、まず初めて行った際に、海上保安庁の海上保安能力の強化に関する方針が出され、機能強化をするという新しい方針が出された。それで何とか浜田港や浜田海上保安部についても何らかの強化が行われる

可能性があるのではということで始めたが、情勢としては、そうした増強の部分がほとんど南西諸島の方に向かっており、なかなか厳しい状況にあるようである。

ただ 1 点言われたのが、地理的に見ると浜田港は対馬海峡を抜けたすぐの位置にあり、いわゆるチョークポイントの延長線上にある非常に重要な場所であるということである。そのため、将来的には我々から機能強化などをお願いすることもあるかと思うが、その際にはお願いしたいということであり、直ちに何かあるということではなかったが、またそういうこともあるかもしれないという言葉をいただいたところである。

○川神委員

今話が出たように、海上自衛隊の物資補給基地の誘致と、ある意味では浜田港の利用促進という観点からいくと、同じベクトルの上に存在しているものだと思う。

様々な形で海上保安部の役割も増えている。そういったことで、浜田港の整備の観点と、この圏域の安全を守るという様々なことで、特にこちらの方には強く要望というか、こちらの思いを引き続き伝えていく必要があると思うが、これに関して今後の予定はあるか。5 回目以降の要望活動のスケジュールについて伺いたい。

○防災安全課長

直ちに新しい要望活動を行うということはないが、同じように継続していきたいと考えており、要望活動を行う中でもまた工夫を考えながら進めていきたいと考えている。

○西田清久委員

海上保安部も全国的には 70 か所以上と数がある中で、この要望活動を行われることで、その要望が受け止められる期待感というか、その辺りはどのような感じで受け止められているか伺いたい。

○防災安全課長

例えば増強すると言った際に反対するような地区に比べて、整備するといったときにスムーズに受け入れてもらえる地区であるということを知っていただくということだけでも、前向きに捉えていただけると考えている。

○西田清久委員

少し話が変わるかもしれないが、このような要望活動をされている中で、現在浜田には海上保安部の方々がたくさんおられ、若い独身の方もたくさんおられる。そういった方々の声を以前聞いたことがあるが、どういったところが浜田の魅力かというと、なかなか海上保安部の方々はお答えにならない。

やはりそうした仕事をされている方々は、海上保安部を管区の中で転勤することが何年かに 1 回はあるそうであるが、そういった転勤をする際にも、自分から次はどこに行きたいという要望も結構出されたりするという話があるそうである。その中で、浜田は割と人気がないとのことである。

ほかの舞鶴など、結構人気のあるところがあり、いろいろランキングがあるらし

く、はっきりとしたランキングではないかもしれないが、浜田は割と人気がないと言われていたこともあった。

その辺りは個人的な思いもあったりするためあまり言わないが、ただ、そういった方々が次に浜田へ行ってみたいと要望されるような、逆に受皿としてのこの浜田の海上保安部一帯の魅力化というのも大事なことでないかと、少し質問とは違って来るがそのような気がしたため、ここで思いを語った。

○沖田委員長

思いを語るのはこれで十分である。その他、委員から質疑はないか。

(「なし」という声あり)

ないようであるので、次に移る。

(4) 消防団車庫統合について

○沖田委員長

説明をお願いします。

○警防課長

令和 7 年度の完了報告についての資料である。本事業は、消防団からの要望に基づき、地元の同意を得たものを行財政改革実施計画に計上しながら進めている。

令和 7 年度で終了した車庫移転新築解体について記載している。東部方面隊、北分団 1 班か 3 班の車庫を統合し、旧木田保育所跡地に移転新築を行った。

また、令和 6 年度に統合した西部方面隊三保分団 3 車庫の解体を行った。

○沖田委員長

委員から質疑はあるか。

○柳楽副委員長

「西部方面隊三保分団 3 車庫解体」とあるが、現在、総務委員会で取組課題として防災減災について調査している。自主防災組織へのヒアリングの中で、消防車庫を例えば地域の備蓄品を入れるために活用されているような話も聞いたが、そういった地域での活用を希望されるようなことはなかったか。

○警防課長

新築当時にそういった話は聞いていないが、その後、地元の消防団の方とそういった話になったのであれば、またこちらに相談があれば、今後そういった対応も可能であると考えている。

○柳楽副委員長

聞き間違えたのかもしれないが、もう解体は終わっているということか。

○警防課長

先ほどの質問は新しく建てた車庫のことだと思った。この 3 車庫は既に解体が終了している。

○柳楽副委員長

解体されたということは、特に要望がなかったということか。要望があれば、残

される可能性もあるということか。

○警防課長

地元からそういった要望があれば、無償譲渡に関しては計画する。このたびの解体に関しては、無償譲渡等の要望はなかった。

○沖田委員長

その他、委員から質疑はないか。

(「なし」という声あり)

ないようであるので、次に移る。

(5) その他

(配布物)

・令和7年度統計はまだ

○沖田委員長

配布物が1件ある。委員は目を通してもらいたい。

そのほか執行部から何かあるか。

(「なし」という声あり)

そのほか委員から執行部に何かあるか。

(「なし」という声あり)

ここで執行部からの報告事項のうち、7月3日の全員協議会に提出して説明すべきものを決定したい。まず執行部の意向を確認する。

○総務課長

本日報告した項目のうち、全員協議会に提出し説明させてもらいたい案件はない。

○沖田委員長

執行部から意向が示されたが、委員はそれで良いか。

(「異議なし」という声あり)

では、そのようになしでお願いします。

8 所管事務調査

(1) 請願第68号 「浜田市公文書管理条例の制定及び公文書管理体制の抜本的改善」に関する取組状況について

○沖田委員長

執行部から説明をお願いします。

○総務課長

これまで本市においては、公務文書の管理について、効率的な組織運営のため、内部事務として整理していたが、社会情勢の変化に迅速かつ柔軟に対応できるようにするため、機動性が高いということで規則によって規定し運用してきた。しかしながら、近年の情報化の進展や地方自治における透明性の確保への対応、そして先般3月定例会議での請願が採択されたことを重く受け止め、当市において公文書管

理に関する条例の制定に向けた検討に取り組むこととした。

これまでの取組事項3項目について報告する。

まず、1項目目である。県内8市の規程の制定状況についてまとめている。3月の委員会のときに、県内8市の条例の制定はないと説明したが、その後動きがあった。松江市は、現行訓令に基づき運用しているが、3月30日に松江市公文書等の管理に関する条例を公布し、令和9年4月1日から施行されることとなった。また、この条例に合わせて、松江市文書館の設置及び管理に関する条例を施行し、歴史的公文書を取り扱う松江文書館を開館する。その他の市においては、条例制定の動きは確認していない。

次に2項目目として、条例に規定すべき項目の検討及びロードマップを示している。(1)の条例に規定すべき主要項目としては記載の4項目であり、公文書作成業務については、これまで国の公文書管理法の考えと同様にして運用していたが、条例制定を機に明文化するものである。イの公文書のライフサイクルについては、現行規則で規定しているものを条例に移行するものである。ウの歴史的公文書等の保存活用については、これまで本市で十分に取組んでこなかった分野であり、学識経験者の意見を聞きながら整理する必要があると考えている。併せて、公文書館の設置などについても検討が必要になってくる。

次に(2)では、ロードマップを示している。今年度においては、類似団体など他市の状況調査や課題の抽出、分析を行っていく。その後、制度設計や条例案の検討に取り組んでいく。

3項目目として、公文書管理体制の改善に向けた取組を示している。現在も研修の実施や注意喚起、適正事務に関する周知を行っているが、引き続きこちらを取り組んでいきたいと考えている。また、自治体DXにも取り組み、文書管理・電子決裁システムの導入についても進めていく。

○沖田委員長

質疑を行う。委員から質疑はあるか。

(「なし」という声あり)

ないようであるので、次に移る。

(2) 指定避難所の設備及び備蓄物資の状況について

○沖田委員長

執行部から説明を求める。

○防災安全課危機管理監

指定避難所の設備及び備蓄物資の状況について説明を行う。報告資料は、報告書が1枚と、資料1、資料2に分かれているので確認をお願いする。

まず、報告書の第1項は、本市が指定する指定避難所の数である。一般避難所、福祉避難所の地区ごとの施設の数に記載している。合計の下欄に、災害時に先行して開所する初動解消避難所の数も示しているので確認をお願いする。

次に、第2項である。指定避難所の設備の状況を記載している。電話回線、Wi-Fi、浴室など生活に必要となる設備は、設置されている施設を地区ごとに示している。

次に第3項である。指定避難所の備蓄物資の配備状況となっている。食糧を保存水、毛布などの生活物資や、発電機、投光器など、非常時用の物品が配備されている施設の数を経営ごとに示している。

第1項と第2項については、資料1で詳細を確認していただきたい。第3項は、資料2に施設ごとの配備状況があるので、そちらを確認していただきたい。

備蓄品の配備状況については、市が配備している備蓄物資の状況を記載している。民間や県などが管理している施設については、市からの備蓄の管理は行っていないため、今回は未計上としている。

続いて第4項であるが、こちらは市が管理する指定避難所への配備状況の基準数を参考までに載せているので、確認をお願いする。

○沖田委員長

委員から質疑はあるか。

○川神委員

フリーWi-Fiがあるが、例えば未だに携帯不感地域のような非常に電波の弱い所が中山間地域の近い所にある。その辺りがこの記載の中で読み取ることができるのか。

また、Wi-Fiが飛んでこないところがあるが、これに対して今後対応などがあれば伺っておきたい。

○防災安全課危機管理監

施設に設置されているWi-Fiの数値を記載している。フリーWi-Fiと書いてある方については、DX推進課に情報をいただき、集会所などに設置しているフリーWi-Fiの情報を計上している。

携帯電話の電波は、指定避難所の通信環境について、各通信各社のエリア情報などではエリアの中にあると確認しているが、実際の通信環境は現地に行かなければ確認がとれていないため、まだ調査が十分できておらず、今回の資料では報告していない。また必要なところを調査した上で、改めて資料を提示できればと思っている。

○川神委員

Wi-Fiの対応できていない所の今後の取組をどうするのかということを伺う。

○防災安全課危機管理監

Wi-Fiが設置されていない所については、しっかり調査して、今後検討していきたいと思う。

○川神委員

DXを進めている前に、Wi-Fi環境の整備というのは地方自治体の中でも当然すべき項目であると思う。DX以前の問題としてWi-Fiをきちんと整備するこ

とは、様々な考えがあると思うが早急にすべきだろうと思う。

電波の件に関しては、いずれかのメーカーでカバーができているという話も聞いている。ある指定避難所に住んでいる地域の方が言っていたのは、自分たちがあるメーカーの携帯電話を持っていて、それ以外のメーカーは電波も届いているらしい。しかしながら、自分たちがほとんど持っているメーカーでは不感地域である。これは携帯電話会社の戦略もあるのだろうが、いずれかがつながれば良いということだけではないと思う。その辺りをどのようにすれば良いのかという話があった。これについてはどのように考えているか。

○総務部長

携帯電話がつながりにくい地域があるということであるが、確かに機種によっては多少の違いがあるということは聞いている。以前、携帯電話の提供事業者であるキャリアと言われる事業者などにも要望したことがあると聞いているが、これ以上新たに基地局を設置することは難しいという話もあったと聞いている。

市が単独でその部分を補うというのは難しいと思うが、新たに全てのキャリアがということにはならないかもしれないが、現状の範囲内で、何とか対応できるようなことや他に方法があれば私どもも提案していきたいと思うし、当面何か急に改善するというのは難しいというのが現状としての方向である。

各施設のW i - F i の整備であるが、基本的にはそれぞれの施設については避難所も兼ねているが、本来の施設ごとの機能があるので、基本的にW i - F i の整備や施設の整備になると、所管している担当部署が中心にはなるが、また個別に担当部署とも総務部でも相談してみたいと考えている。

○川神委員

施設の立地環境というところで、これも様々な話が出ているが、指定をしている避難所自体のエリアがリスクを伴っている地域もある。この辺りを執行部も検討されていると思うが、そもそもその指定をして、地域がより安全で避難に値するののかということで、再度の見直しをする必要もあるのではと思うが、いかがか。

○防災安全課危機管理監

議員の質問のとおりで、危ないところはしっかり把握をしなければならないと思っているし、そういったところも見直しなどをしっかり進めていかなければならないと思っている。

指定避難所については、現在避難所に土砂災害や浸水想定区域、津波というような、ここにはこういった被害の想定がかかる可能性があるというような看板の設置もしており、少しずつ見直しを進めているところである。

○岡本委員

この備蓄費、要は各々の避難所にあるものの活用をどうされるのかということを知りたいが、例えば災害になったときに、避難所が開設されていろいろ事が起きて物資が動いてくる。それで、一応県にも供給物資がある、また市にもあると聞いているが、供給される部分が順番、市からという意見があつてということになると思うが、

各々の指定所にあるこの備蓄品というのは活用されるのかどうか尋ねる。

○防災安全課危機管理監

指定避難所に置いている備蓄品については、避難された方が活用するように整理しているので、そのまま普通に活用していただいて問題はない。

○岡本委員

避難所に配備されている備蓄物資の活用方法について、実際に災害が発生した際、他地域へ物資を移動させるなどの融通を行うことは想定しているか。

○防災安全課危機管理監

各避難所に配備している備蓄物資は、基本的にその避難所に避難された方々のために使用することを想定している。他地域へ物資を移動させる融通については、現在想定しておらず、市や県の備蓄倉庫から各避難所へ供給を行うこととしている。

○防災安全課長

各避難所の備蓄品については一定の基準で配備しているが、大規模災害時には、近隣の避難所間で物資を融通し合うことも当然に考えられる。新システムの導入により、そうした資機材の管理や融通がより効率的に行えるよう、今後の訓練等で整理していきたい。

○岡本委員

平時におけるローリングストックの状況について、賞味期限等が近づいた備蓄物資の更新や活用はどのように行われているか。

○防災安全課長

賞味期限が近づいた非常食等については、順次更新を行い、古いものは地域の防災訓練や啓発用のイベント等で活用している。また、トイレットペーパーや簡易トイレなどの物資についても、一定の保管期間を定めて計画的に更新を行っている。

○岡本委員

通常のことではなくて、災害の中の緊急性の中で送っていく中で、来るまで時間があるのだったらそこを使えば良いではないか。そうすると当然、ストックの内容というのは、防災安全課で全体の把握もされているだろうから、ここはまだすぐ使っても大丈夫だと使ってもらって、その間は他の方から今度、時間を持ってまた供給する方が、いろいろ無駄がないと思ったから少し言ってみた。

○防災安全課長

その辺も含めて、例えば中山間地で道路が寸断されたときのためにということで各避難所にストックをしている。もちろんそのストックしている量というのにも限られており、食料や品物だけで何週間も持つものではないので、当然、まずは近いところから供給するというのを考えている。そしてそういう避難期間が長くなれば、また民間企業などとの協定に基づいて新しいものも入ってくるかと思うが、まずはその近くにあるすぐ持っていけるものを使うというのが基本的な考え方である。

○西田清久委員

備蓄物資の件であるが、今の話のやりとりを聞いていて少し考え方が変わって、

例えば発電機などは災害のときだけ使うと、もしものことがあったりしてかからない場合もあったりするので、平常時からもある程度の期間で動かす必要もあると思う。だからフェーズフリー的な考えの中で、この備蓄物資の中で例えば発電機のようなものは日常的にも使うことが可能なかどうか、考え方について伺う。

○防災安全課危機管理監

発電機や投光器など非常時に使うものは非常時に一応使うように設置をしているが、普段のときからも一応点検などをしていただいているし、土地を使えるような形にはなっている。

一応学校にはサーキュレーターが設置されており、それも普段のところで使用できるように学校に話をしている。

○総務部長

地域のそれぞれの避難所などにも先ほど言われた発電機などが置いてあるが、地元の方がイベントや行事ごとで使いたいと言っていたら実際に使ってもらったりもしているので、普段からやはり使っておいていただくというのは大事だと思う。

市でも、もちろん定期的な点検は行っているので常に使える状態にはなっているが、やはりいざというときに使えるかどうかということ、地元の方がいろいろなことで普段から使ってもらいたくことが大事だと思っているので、現状はそのような形でさせていただいている。

○佐々木委員

指定避難所のAEDの設置の件であるが、ほぼ設置がされているが、最後のページに何か所か設置なしとなっている。これはこれから設置する計画なのか、それとも何かしら事情があって設置できていないのか。

○防災安全課危機管理監

AEDについては、防災安全課で調べた結果が現在こういう形になっている。今後AEDの設置についてであるが、市が管理している建物については、市で設置していない部分があるので、そういったところは今後少し検討が必要かと思う。

それ以外のところについては、現在のところは私も把握していないので、この場では回答ができない。

○佐々木委員

周布川西コミュニティ防災センターも設置なしになっているが。

○防災安全課危機管理監

周布川西防災センターは市が管理しているので、ここの部分は現在設置がないため、今後少し検討が必要と思っている。

○沖田委員長

その他、委員から何かないか

○柳楽副委員長

指定避難所で、市の施設は当然であるが、県や民間の施設があると思うが、ここ

に備蓄をされているものは市が備蓄品として配備しているものなのか、それとも県であれば県、また民間であれば民間が自分のところで配備をされているものなのかを確認したい。

○防災安全課危機管理監

備蓄品については、現在のところ、資料に載せているのは市が管理しているものだけになっており、それ以外のところは現在載せていない。県や民間が管理している部分というところは、その管理状況が少し不透明なところがあってなかなかまだ調査もしっかり進んでいないため、今回は市の備蓄品の管理している部分だけを載せている。

○柳楽副委員長

まちづくりセンターなども地域の避難場所として、皆が利用されやすいようなところかというのがあるが、その避難場所によってそれぞれ備蓄の状況が違ったりしていると思う。市で、これは絶対にどの程度必要だからというような、そういう何か基準のようなものを持っているのか確認させてほしい。

○防災安全課危機管理監

一応参考で資料に載せているが、まちづくりセンターやサブセンターの配置数や学校の配置数というところの大体の数字を表して、ここの物品を基準数という形にして、今回この基準を満たしているものがこの資料のところに数が上がっているものとなっている。基準数については、こういったところを参考に備蓄を進めている。

○柳楽副委員長

基準数というのが、4の備蓄物資配置数のところか。

○防災安全課危機管理監

4番目のところになる。一部備蓄物資配置数値を参考と書いているが、まちづくりセンターでいうと非常食は25食以上、保存水が24本以上と書いてあるが、この数がまずは一つの基準数という形で、これ以上のものを設置するという方向で現在進めている。

○柳楽副委員長

基準はこれであるが、多分人口も全く規模が違ったりすると思うので、その人口規模も考えて配備をされるということか。

例えば、避難所の地域の方から自分のところの避難所にこういうものを備蓄してもらいたいという要望があった場合に、それを受けていただくことができるのかどうかを確認させてほしい。

○防災安全課危機管理監

要望については今までその要望を伺っているということはないが、そういった要望があれば、防災安全課・支所などと検討をして考えていきたい。

○沖田委員長

その他、委員から質疑はないか。

(「なし」という声あり)

ないようであるので、それでは、執行部の皆は退席されて結構である。

〔 執行部が退席 〕

この際、暫時休憩とする。

〔 14 時 04 分 休憩 〕

〔 14 時 11 分 再開 〕

○沖田委員長

会議を再開する。これより、議案 5 件の採決に移る。採決前に自由討議を行う案件はあるか。

（ 「なし」という声あり ）

ないようであれば、これより執行部提出議案 5 件について採決を行う。

・議案第 37 号 浜田市行政手続条例の一部を改正する条例について

本案は原案のとおり可決すべきものと決することに異議はないか。

（ 「異議なし」という声あり ）

異議なしと認め、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決した。

・議案第 39 号 浜田市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例について

本案は原案のとおり可決すべきものと決することに異議はないか。

（ 「異議なし」という声あり ）

異議なしと認め、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決した。

・議案第 41 号 浜田市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について

本案は原案のとおり可決すべきものと決することに異議はないか。

（ 「異議なし」という声あり ）

異議なしと認め、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決した。

・議案第 42 号 財産の取得について（消防ポンプ自動車）

本案は原案のとおり可決すべきものと決することに異議はないか。

（ 「異議なし」という声あり ）

異議なしと認め、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決した。

・議案第 43 号 財産の取得について（小型動力ポンプ付軽積載車）

本案は原案のとおり可決すべきものと決することに異議はないか。

(「異議なし」という声あり)

異議なしと認め、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決した。

以上で、総務委員会に付託された議案の採決を終了する。

続いて、請願 14 件の採決を行う。

採決前に自由討議を行う必要がある請願はあるか。

(「なし」という声あり)

ないようであれば採決に入る。採決においては、「不採択」という言葉が聞き取りにくいので、発言される場合は「賛成」か「反対」かを発言し、その理由も述べていただくようお願いする。

・ **請願第 70 号 公文書の改ざん禁止及び不正行為に対する厳正な処分の徹底に関する請願について（継続審査）**

まず、継続審査を望まれる方は挙手の上、意見をお願いします。

○ **川神委員**

様々議論をしてきたが、係争中という条件下にもあるため、もう少し様子を見て議論を進めても良いのではないかと考える。

○ **佐々木委員**

私も係争中の案件ということで継続を望む。

○ **西田清久委員**

私も同様の理由により、継続を希望する。

○ **柳楽副委員長**

前回同様まだ係争中であるので、継続としたい。

○ **沖田委員長**

ほかに継続審査を望む意見はないか。

(「なし」という声あり)

ないようである。ただいま、本請願について継続審査とすべきとの意見があったので、まず先に、継続審査とすべきかどうかを図る。

本請願を継続審査とすることに賛成の委員の挙手を求める。

(挙手多数)

挙手多数により、本請願は継続審査とすることに決定した。

・ **請願第 72 号 市民に対する法的措置等の発動における客観的妥当性の確保と適正手続きの確立に関する請願について（継続審査）**

○ **沖田委員長**

これは 3 月定例会議からの継続審査の案件である。

まず、継続審査を望まれる方は挙手の上、意見をお願いします。

(挙手なし)

ないようなので、続いて反対や意見のある方は挙手の上、理由や意見をお願いします

る。

○岡本委員

私は本請願について不採択とする立場である。

執行部から不当要求認定に至った経緯や根拠について説明を受けたが、本件は個別事案に係る事実認定や法的判断を含むものであり、議会がその是非を判断する範囲を超えるものと考えている。

よって本請願については不採択とすることが適当であるということで反対をする。

○戸津川委員

執行部からの説明を受けた。

私は適正に処理をされ問題がないということで、本請願については反対である。

○西田清久委員

今日の執行部とのやり取り、副市長からの答弁を聞いており、特に問題がないということで、反対とする。

○川神委員

私も同様に、現在の時点に至るまでの経緯についてと、その判断基準について副市長から話を聞いた。

適切に処理されていると思っているので、私も反対とする。

○佐々木委員

不当行為に関係する案件である。先ほどほかの委員も言われたが、なかなか双方の主張が食い違っており、我々が判断するのが難しい案件だということを今日確認した。

特に執行部側については、内容のことではなくて、不当要求の要綱に関する時間とか回数が該当するものということで、なかなか双方が判断するに至らないことで確認をしたところである。

よって、なかなか判断が難しい、これ以上は突き詰められないということで、私は反対ということにしたいと思う。

○柳楽副委員長

この認定をされたときにいなかった現・副市長が録音も確認されたというような話もあったし、ある意味、その当時に関わっていない方がそれを確認されて判断は間違っていないと考えているという話を聞いた。

その話も聞いた上で、やはりなかなか議会が判断できる範疇にないと思うので、反対をしたいと思う。

○沖田委員長

それでは、請願第 72 号について採決する。

本請願について採択すべきものと決することに賛成の方の挙手をお願いします。

(挙手なし)

挙手なしにより、本請願は採択すべきでないものと決した。

- ・ 請願第 73 号 不当要求行為の認定は、客観的事実及び証拠に基づく該当性審査を経て行い、問題がある場合には是正及び再発防止を行うよう求める請願について（継続審査）

○沖田委員長

これは3月定例会議からの継続審査の案件である。

まず先に、継続審査を望む方は挙手の上、意見を願います。

（ 「なし」という声あり ）

ないようなので、続いて、反対の方や意見のある方は挙手の上、反対理由や意見を願います。

○岡本委員

事実認定や法的判断はなかなか難しいので、私たちがこの判断をすることは適当でないから、この請願については不採択とする立場で反対をする。

○戸津川委員

これは請願第 72 号に続くものと思っているが、執行部の説明を聞き、私はきちんと処理をされているということと、この案件については議会が介入すべき内容ではないということから、本請願については反対である。

○川神委員

私も請願第 72 号と同様の切り口である。

議会が判断するのはふさわしくないというのと、先ほどと同様、話を聞いて理解し、その上で反対をしたいと思う。

○西田清久委員

私も請願第 72 号とほぼ同じような意見である。

執行部の意見も聞いて、不当要求行為の認定に関してはきちんとしているということを執行部から聞いたことによって、本請願については反対とする。

○佐々木委員

私も請願第 72 号と同じ主張だが、これまでも今日もそうだが、双方の主張を聞いてもなかなか議会として公平な判断ができないというところで、反対をしたいと思う。

○柳楽副委員長

私も請願者、また紹介議員からも話があったし、執行部からも話があったが、やはり議会が判断するのは難しいと思うことから反対をしたいと思う。

○沖田委員長

それでは、請願第 73 号について採決する。

本請願について採択すべきものと決することに賛成の方の挙手を願います。

（ 挙手なし ）

挙手なしにより、本請願は採択すべきでないものと決した。

- ・ 請願第 75 号 専門的知見を要する調査・検討業務の委託における分析及び評価の独

立性確保を求める請願について（継続審査）

○沖田委員長

これも3月定例会議からの継続審査の案件である。

まず先に、継続審査を望む方は挙手の上、意見を願います。

○西田清久委員

この件、前回から継続中であるが、現在も係争中ということで、現時点での判断は困難であるということで、継続審査としたいと思う。

○川神委員

私も同様に継続である。現時点でまだ十分判断ができるような状況ではないと私も考えるので、引き続き継続で議論をしていけばと思う。

○佐々木委員

私も継続でお願いしたいと思う。やはり係争中でまだ判断ができるものではない。

○柳楽副委員長

私も現在まだ係争中であるということで、継続としたいと思う。

○沖田委員長

その他、委員から意見はないか。

（ 「なし」という声あり ）

ただいま継続審査という意見があったので、まず先に継続審査とすべきかどうかを諮る。

本請願を継続審査とすべきことに賛成の委員の挙手を求める。

（ 挙手多数 ）

挙手多数により、本請願は継続審査とすべきものと決した。

・ 請願第76号 市の予算を用いた委託事業における成果品検査の記録及び保存の徹底を求める請願について（継続審査）

○沖田委員長

この請願も3月定例会議よりの継続審査案件である。

まず先に、継続審査を望む方は挙手の上、意見を願います。

○西田清久委員

請願事項の中身に理解できる部分もあるのだが、現時点では係争中ということもあり、なかなか判断材料に欠けるということで、継続審査を希望する。

○川神委員

私も同様に係争中ということもあるが、まだ十分議論も必要だろうということで、継続を求める。

○佐々木委員

やはり継続である。係争中のため、まだ判断すべきでないということである。

○柳楽副委員長

私も係争中であるため、引き続き継続審査ということにしたいと思う。

○沖田委員長

その他、委員から意見はないか。

(「なし」という声あり)

ただいま継続審査という意見があったので、まず先に継続審査とすべきかどうかを諮る。

本請願を継続審査とすべきことに賛成の委員の挙手を求める。

(挙手多数)

挙手多数により、本請願は継続審査とすべきものと決した。

・ 請願第 89 号 市政・行財政運営の透明性確保と市民対話の徹底に関する請願について

○沖田委員長

まず先に、継続審査を望む方は挙手の上、意見をお願いする。

(「なし」という声あり)

ないようなので続いて、反対の方や意見のある方は挙手の上、反対理由や意見をお願いする。

○戸津川委員

本案件は執行部における案件である。議会が介入すべき内容でないと思うので、本請願は反対である。

○佐々木委員

書いてあることはもっともなことなのだが、ある程度一定の内容が進められていることと思う。

これ以上に、例えば市民と対話を行う体制の再構築とか、費用対効果を市民に明確化するとか、かなり負担がかかる作業になると思われるので、現状のところさらに少し努力してもらいたいような内容のことが良いと思うので、私は反対したいと思う。

○川神委員

文章の中で地域井戸端会でもこういった趣旨のことが語られたということで、内容に関しては一定の理解も示す。

ただ、請願事項の中に少し気になる点があり、3点目には、弁護士を使った過剰対応がどの程度あるのかという事実確認が私もできないし、これをそのまま請願事項として採択することはできないということで反対をする。

○西田清久委員

私もこの請願については反対とする。その理由としては、先ほどからあるように、既に執行部もある程度そういう体制で事を運んでいるというのものもあるし、さらに費用対効果とか責任の所在を明確にいうことは非常に困難なことでもある。

そういったやや難しいことも含まれており、反対とする。

○岡本委員

私も反対をする。今委員が発言されていたが、これは執行部のことであるし、また弁護士の話が出たりして、なかなか抽象的な言い方をされたりしている。

私は、この部分については関与すべきではないという判断を持っているから、反対をする。

○柳楽副委員長

現状の執行部の対応以上の対応というのはなかなか難しいと思うので、反対したいと思う。

○沖田委員長

それでは、請願第 89 号について採決する。

本請願について採択すべきものと決することに賛成の方の挙手をお願いします。

(挙手なし)

挙手なしにより、本請願は採択すべきでないものと決した。

・ 請願第 90 号 回覧板のデジタル化に関する請願について

○沖田委員長

まず先に、継続審査を望む方は挙手の上、意見をお願いします。

○川神委員

この問題は、いろいろな話、情報も今日聞いた。デジタル化、D Xを進めるという観点は大変重要なことである。

反面、今ハイブリッドで紙とデジタルが混在する中で、執行部もかなりの作業、さらには町内会役員にもかなりの負担が来るということで、そちらに目を向けるのか、もしくはいずれはさらに充実するD X社会を目指すのか、非常にこのバランスが難しいということで、これはしばらく研究をする必要があるということで、継続を望む。

○佐々木委員

私も継続を希望する。今日いろいろ執行部から現状も聞いたし、一般質問でのやり取りのことも少し確認をしたが、方向性としては、国もそういったデジタル化を進めており、必要なことだと思うが、ただそれを扱う現場として非常に重たい。実際にそれを回す現場の町内会役員の方々の負担もかなり大きいし、非常に複雑なことになることが想定される。

その辺でもう少し現場の状況を調べたりとか、そういった研究も必要と思うので、継続としたいと思う。

○西田清久委員

私も執行部の話を聞いたり、一般質問等々の諸々を聞いた中で、この請願の内容には理解をするものであって、将来的にはこういう方向ということは非常に理解するところである。

ただ、現実的にはなかなか厳しいところがあって、もっと時間を掛ける必要もあるという気がするので、現時点では継続を望む。

○柳楽副委員長

今日のこの会議に臨むまでは、なかなか実現性として難しいと思っていたので反対をしようと思っていたが、今日執行部の話を聞く中で、市がデジタル化したデータということも考えたりされているということだったので、これは引き続き調査をすることが良いと思うので、継続としたいと思う。

○沖田委員長

その他の委員で継続を望む方はいないか。

(「なし」という声あり)

ただいま継続審査という意見があったので、まず先に継続審査とすべきかどうかを諮る。

本請願を継続審査とすべきことに賛成の委員の挙手を求める。

(挙手多数)

挙手多数により、本請願は継続審査とすべきものと決した。

・ 請願第 91 号 「不当要求行為認定」の運用実態の調査及び是正等を求める請願について

○沖田委員長

まず先に、継続審査を望む方は挙手の上、意見をお願いします。

(「なし」という声あり)

ないようなので、続いて、反対の方や意見のある方は挙手の上、反対理由や意見をお願いします。

○戸津川委員

これ継続審査となった請願第 73 号と同様になる内容と思っている。理由としては、同じように執行部できちんと対応されているので、議会が介入すべき案件でないということから本請願は反対である。

○川神委員

私も同様に反対なのだが、やはりその判断は議会がするものではないので、この請願には反対をする。

○佐々木委員

私も反対である。ほかの請願と同じで、議会として公平な判断が難しい、できないということが理由である。

○西田清久委員

私も反対である。今日の執行部等の説明、やり取りを聞いても、なかなか議会がこの間に入って判断が及ぶところではないという思いで反対とする。

○岡本委員

私も同じである。やり取りを聞いたときに、なかなか我々にこれ判断させようというのは難しいと思っている。そういう観点から反対をする。

○柳楽副委員長

私も請願第 72 号、73 号と同様に、議会が判断するのは難しいと考えるので、反対したいと思う。

○沖田委員長

それでは、請願第 91 号について採決する。

本請願について採択すべきものと決することに賛成の方の挙手をお願いします。

(挙手なし)

挙手なしにより、本請願は採択すべきでないものと決した。

・ 請願第 92 号 防災体制の実効性向上と避難環境の改善に関する請願について

○沖田委員長

まず先に、継続審査を望む方は挙手の上、意見をお願いします。

(「なし」という声あり)

ないようなので、続いて、反対の方や意見等がある方は挙手の上、反対理由や意見をお願いします。

○川神委員

これは請願事項 1、2、3 とあるが、いずれも地域井戸端会でもかなり出たような話題であるし、この請願事項の内容を読めると、マイ・タイムラインの話、通信環境、それぞれ十分理解できるということで、私は採択すべきものだと思っている。

○沖田委員長

その他の委員で意見がある方はお願いします。

(「なし」という声あり)

それでは、請願第 92 号について採決する。

本請願について採択すべきものと決することに賛成の方の挙手をお願いします。

(挙手全員)

挙手全員により、本請願は採択すべきものと決した。

**・ 請願第 93 号 生活インフラの安全確保と維持管理の負担軽減に関する請願について
(請願事項 1 総務委員会付託分)**

○沖田委員長

まず先に、継続審査を望む方は挙手の上、意見をお願いします。

(「なし」という声あり)

ないようなので、続いて、反対の方や意見等がある方は挙手の上、反対理由や意見をお願いします。

○川神委員

請願事項の 1 番ということで、横断歩道や交差点はこれまでもかなり大きな問題として取り上げられている。

この請願事項を十分理解できるので、私は採択に賛成である。

○沖田委員長

その他意見はないか。

(「なし」という声あり)

それでは、請願第 93 号について採決する。

本請願について採択すべきものと決することに賛成の方の挙手をお願いします。

(挙手全員)

挙手全員により、本請願は採択すべきものと決した。

・請願第 94 号 自己破産した農業用ハウス（ＴＣ浜田跡地）および未活用財産の有効活用に関する請願について（請願事項 2 総務委員会付託分）

○沖田委員長

まず先に、継続審査を望む方は挙手の上、意見ををお願いします。

(「なし」という声あり)

ないようなので、続いて、反対の方や意見等がある方は挙手の上、反対理由や意見をお願いします。

○戸津川委員

公共施設再配置計画に基づいて随時進めているということで、それに逸脱した形で行ってほしいという要望であるので、本請願については、反対である。

○岡本委員

戸津川委員と同等の考えで、このことについては反対をする。

○佐々木委員

廃校等の未活用について、特に廃校について執行部に状況を聞いた。再配置計画には載っていないということである。しかし現にこの請願にあるように、解体とか跡地活用を迅速に進めておられて、現状も対応ができているということで、私は反対をしたいと思います。

○柳楽副委員長

私も、解体をすとかそういう報告をもらうが、危険な箇所については随時その対応をされていると考えるので、それ以上のものを求めるというものではないと思うので、反対としたいと思います。

○沖田委員長

それでは、請願第 94 号について採決する。

本請願について採択すべきものと決することに賛成の方の挙手をお願いします。

(挙手少数)

挙手少数により、本請願は採択すべきでないものと決した。

・請願第 95 号 リハビリテーションカレッジ島根の存続に向けた公的支援を求める請願について

○沖田委員長

まず先に、継続審査を望む方は挙手の上、意見ををお願いします。

○川神委員

午前中の委員会でもリハビリテーションカレッジ島根の話が出た。重要な施設であるという点、しかしながら、もう既に公的支援も十分行っているという執行部の考えもある。

そういったところで、重要な施設であるのは間違いないことだが、市の対応、公的支援の在り方、そういったところで十分な情報を入れながら、しっかりと議論をしていかなければいけないということで、私は継続を求める。

○佐々木委員

私も執行部からのいろいろな意見や一般質問でもあったが、やはり執行部の今後の改善計画とかを見据えて、そういったもので今後判断するという事なので、ここは継続とした方が良いと思う。

○柳楽副委員長

新体制になって、現在その改善に向けた取組をされている段階だと思っている。

なかなか今の時点で賛成反対というのは難しいと思っているので、今後、調査をする必要があると思うことから、継続としたいと思う。

○岡本委員

私も継続を支持する。この施設は大事な施設というところで、やはりもう少ししっかりした支援が必要だろうと思う。そのための執行部の考え方も含めて、我々も一緒になって考える必要があると思うから、この案件については継続でお願いします。

○沖田委員長

その他意見はないか。

(「なし」という声あり)

ただいま継続審査という意見があったので、まず先に継続審査とすべきかどうかを諮る。

本請願を継続審査とすべきことに賛成の委員の挙手を求める。

(挙手多数)

挙手多数により、本請願は継続審査とすべきものと決した。

・ 請願第 96 号 高齢者等の移動支援拡充および地域公共交通の利便性向上に関する請願について(請願事項 1、2 総務委員会付託分)

○沖田委員長

まず先に、継続審査を望む方は挙手の上、意見ををお願いします。

(「なし」という声あり)

ないようなので、続いて、反対の方や意見等がある方は、挙手の上、反対理由や意見ををお願いします。

○岡本委員

私は本請願については反対をする。これまで敬老福祉乗車券を含め、いろいろ形

で執行部も対応している。マッチング制度の導入等々も、このたびの執行部の答弁を求めている、私は柔軟に利用しやすい環境にあるだろうと思う観点から反対する。

○戸津川委員

岡本委員が言われたように、執行部においてはしっかり検討もされているということを知っている。それと、この請願事項の1番、2番については、少し不公平感があるという内容であると思うので、本請願については反対である。

○佐々木委員

これも執行部に問うたが、まず1番の敬老福祉乗車券についてのマッチングというのは、制度上、非常に難しいことだと思うし、むしろ逆にこういうことによっていろいろな問題が発生する可能性があるということである。

2番のあいのりタクシーについてだが、これは地域井戸端会などでも必ず出る要望で、運用制限の見直しとか、1人でも利用できることも今できているということなので、私はこの2件について反対をしたいと思う。

○川神委員

私も同様であり、便利そうに見えるマッチング制度だが、これもいろいろ課題を抱えて、そうすると1人でも広く利用できるというのも、まだまだ十分課題があるということで、現時点では反対をする。

○柳楽副委員長

敬老福祉乗車券の不要な人の枠を頻繁に使われる方への譲渡というような話もあるのだが、これは少し制度的に問題もあると考えているので、本請願については反対したいと思う。

○西田清久委員

いろいろ意見があるが、この敬老福祉乗車券制度のマッチング制度というのは例えばということで、導入とか、遠方地域の地域への優遇とかいうのは、例えばそういったことももっと柔軟に考えて利用しやすいような制度にもう少し考えてほしいということで良いと思う。

また、今日の執行部の答弁を聞いても、運用制限の見直しもある程度制限はあまりしていないということで、1人でも利用できることと答弁されていたので、総合的に見ても、特に問題がないという意見で私は賛成をしたいと思う。

○沖田委員長

それでは、請願第96号について採決する。

本請願について採択すべきものと決することに賛成の方の挙手をお願いします。

(挙手少数)

挙手少数により、本請願は採択すべきでないものと決した。

- ・ 請願第97号 仮称「100円タクシー」の趣旨を理解し、公的支援（資金ではない）の検討を求める請願について

○沖田委員長

まず先に、継続審査を望む方は挙手の上、意見を願います。

(「なし」という声あり)

ないようなので、続いて、反対の方や意見等がある方は挙手の上、反対理由や意見を願います。

○戸津川委員

仮称 100 円タクシーの趣旨ということ等であるが、まだまだ課題が多いということ、そしてこれを制度的にはやはり難しいと判断をしているので、本請願については反対である。

○岡本委員

私も同じくこの請願については反対をする。執行部からも答弁があった民業の圧迫というような意味、また自由競争の阻害というようなことも請願者が言っているが、少しこの考え方、金額的なものを含めて、かなりハードルが高いという話もあったし、そういう認識から、このことについては反対をする。

○西田清久委員

私も、既存のバス・タクシー等との兼ね合いとか、また事故対応とか、そういったことがありなかなかハードルが高いという執行部の答弁もあったので、私は反対とする。

○川神委員

私も同様に、メリットもあるだろうが、これを先に進めるための超えていかなければならない課題がまだたくさんあるということで、現時点でこれをやっていこうというのは無理があるかもしれない。反対をする。

○佐々木委員

私も高齢者の一部、メリットを言われるとおりにあると思うが、それよりやはり民業圧迫だとか、超えなければいけないハードルがかなり高いものがあるということで、反対としたいと思う。

○柳楽副委員長

民間の方が志を持って自主的に行っておられるものだと思っている。そこに直接的に公的支援をするというのは難しいと思うので反対したいと思う。

○沖田委員長

それでは、請願第 97 号について採決する。

本請願について採択すべきものと決することに賛成の方の挙手を願います。

(挙手なし)

挙手なしにより、本請願は採択すべきでないものと決した。

以上で総務委員会に付託された請願の審査を終了する。

委員長報告については、正副委員長に一任ということでよろしいか。

(「はい」という声あり)

それでは、7月3日の表決までに作成し、タブレットに入れておくので確認されたい。

9 地域井戸端会に寄せられた意見等への対応協議について（委員間で協議）

○沖田委員長

先日の委員会で、意見に対する当委員会の回答案について決定した。反省点、課題点についても、委員全員の意見が揃ったので追記した。これで議会広報広聴委員会へ提出しようと思うが、よろしいか。

（ 「はい」との声あり ）

それでは、そのように決定する。この際、暫時休憩とする。

〔 14 時 57 分 休憩 〕

〔 15 時 25 分 再開 〕

○沖田委員長

休憩前に引き続き会議を再開する。

10 議会による事務事業評価の進め方について

○沖田委員長

先日の委員会で、まず執行部との意見交換会、ヒアリングをしようということになった。

議員側の候補日を整理したところ、7月8日の午前10時から第1委員会室でヒアリングを行いたいと思うので、委員の皆はよろしくお願いします。

11 行政視察について

○沖田委員長

行政視察の行程については前回確認したところだが、本日は視察終了後に作成する委員派遣報告書と、行政視察レポートの役割分担をしていきたいと思う。

まず、視察先の気仙沼市の人材育成と市民が主体のまちづくりについての報告書は西田清久委員にお願いします。

続いて、仙台市のせんだい災害VR、マイ・タイムラインについては、柳楽副委員長にお願いします。

仙台メディアテーク、震災アーカイブ事業と市民協働の取組、収集した災害記録の活用手法と次世代に向けた防災・減災教育への展開については、岡本委員にお願いします。

当委員会の考察については、正副委員長で行おうと思う。行政視察レポートも正副委員長で行う。

その他、視察ごとの所感については全員でそれぞれ作成してほしい。

また、行政視察レポートの全員協議会での発表は、また検討する。

作成する様式については追って事務局からメールで送付してもらうのでよろしく

願います。

なお、視察先への質問事項については、前回の委員会において皆にお願いしたところで、事務局からメールも届いていると思う。

7月2日木曜日が提出期限になっているのでよろしくお願いします。

12 【取組課題】防災・減災について（委員間で協議）

○沖田委員長

今後、防災士連絡会との意見交換会や、行政視察を予定している。防災士連絡会との意見交換会は、7月17日の18時30分から、浜田まちづくりセンターで予定しているので、よろしくお願いします。

現時点で、何か協議しておきたいことはあるか。

（ 「なし」という声あり ）

ないようである。今後、防災士連絡会との意見交換会や視察があるので、それらを踏まえた上で、また改めて委員間で協議を行いたい。

13 その他

○沖田委員長

委員から何かあるか。

（ 「なし」という声あり ）

最後になるが、請願及び各議案の各自の表決結果は、最終日までにタブレットに入力しておいてほしい。賛否及び反対意見は公式ホームページに掲載するので、簡潔に、丁寧に記載していただくよう願います。

以上で本日の総務委員会を閉会する。

〔 15 時 30 分 閉議 〕

浜田市議会委員会条例第65条の規定により、ここに委員会記録を作成する。

総務委員会委員長 沖 田 真 治